

隠し、アントニヨ神父を内藤殿の妻君の許に至らしめ、此危難を免れんには如何すべきやと相談せしめたるに、一同内藤殿の館に来るべしとの事なりしかば直に其館を指して赴く途中威厳しく装束したる大勢の武士に遇へり、此者等我等を指さして——此度悪魔の禍ありて國を亂すに至れるは全く此奴等の所爲なり、此奴等を殺さるべからず、何となれば此奴等は常に石像木像は人を救ふの力なしと放言したる不屈者なり——と口を極めて罵しりぬ。

市民寺院を焚

此戦争に於て市民等は寺院を焼き偶像を焚き、其猛烈なるに乗じて益す戦争を激昂したりしかば、之が爲め生命を殞ふに至れるもの無数なりき、今や市民等が何の故もなく無雜作に寺院を焼く模様依て考ふるに、人民は唯だ己が思ふ儘に無暗と寺院を建立したりしものと思はるゝなり、然れども之れ畢竟國主の熱心に拜像教を信じたるよりして

神父等内藤某に倚る

其弊の此に及べりしものと云ふべし、吾等は内藤殿の館に至る途中危難に遇へりしかば、僥倖に之を免れ無事に館に着くを得たりしが、内藤殿の妻君は吾等の爲に或る佛寺の座敷を借受けて此所に吾等を隠蔽はれたり、此寺院の僧侶等は日頃吾等を仇敵の如く思ふものにして吾等に宿を貸すことを快しとせず、吾等を目して悪魔なりとし、悪魔に貸すべき座敷なしと言ひ、又は天に在る天主は何故に汝等の斯る危難を救ふて安らかに天國へ招かざるや、杯と述べ、吾等の座敷に入る事を承諾せざる模様なりしが、終に之を強て拒むに於ては内藤殿の妻君の譴責あらんを懼れ、且は吾等を此寺に案内したる僧侶の懇切なる依頼に因て漸く吾等を佛堂の片隅に入らしめたり、吾等は斯る所に二晝夜滞在したりしに内藤殿より侍女きたりて吾等を其館に連行し、湯殿の内に在る下女の通行の爲めに設けられ

し最も狭き一室に隠しぬ、
 吾等は戦争の止みし日まで此所に隠れて後に危難を免れたりしが、其
 有様は天主の能く知り玉ふ處なれば詳しく報せざるべし、又た之を報
 じたればとて何の益もなき事なりと存するなり、
 陛下願くば耶穌基督に於て我等の知れる諸兄弟其他吾等の未だ其姓
 名を知らざる兄弟に吾等の爲め天主に祈らんことを勧められ、實に
 吾等の如く日々聖道の講義をなすものには兄弟の祈禱こそ最も緊要
 なれ、何となれば予は諸兄弟の知るが如く實に取るに足らざる愚昧の
 者なればなり、
 天主の思召あらば吾兄弟の此國に來らんとを希ふ、若し才徳高く基督
 の良僕たる兄弟にして此國に來り公教の爲め力を竭さば大なる好果
 を結び得んこと疑ふべからざるなり、

山口千五百五十一年十月二十日

尊下の無用なる奴僕

フェルナンデス・シヨアン

讀者は此書翰を讀過して當時布教の状況に就て其一斑を窺ひ知るを
 得、又た神父修士等が戦亂の間に於て如何に危き死地に立脚したりし
 かをも知るを得たらん左るにても、當時山口の理學界が夫の敗徳不義
 の奸僧等の爲め或る部分を障礙せられつゝありしにもせよ、或る部分
 の僧侶學者等に至ては其理論の高遠なる殆ど豫想の外に出づるもの
 あり、其天主教に對する質問詰難の如き稍もすれば現今の佛徒學者等
 が天主教に對するものと徑庭なきを見るべきなり、此一事は尙ほ當時
 山口人の理想が非常に進歩しつゝありしを知るに足らんか、

(三) 豊後の傳道

(山口出發後の聖師)

聖ザベリヨ師は豊後の音信を得山口を出發して豊後の旅に上れりしが其一行は山口にて佛學者より公教に歸依したりしローレンシユと山口の信者マルチニエト及び鹿兒島の信者ベルナルの外山口の貴族の青年二名聖師に乞ふて隨從したり此貴族の青年は天主教師を望みて之より一ヶ月ばかり前に信者となれりしものなるが其が爲め貳千圓餘の收納ある領地を國主より沒收せられしかど少しも之を意に介せずして遂に聖師に隨從したりしなり此一行は八月上旬(天文二十年)山口を出發し徒歩にて豊後に急げりしが聖師は身に粗末なる衣服を着し且つ背には大理石を造れるを彌撒聖祭の祭具其他の日用品を負へり道を行くこと少許にして師は兩脚に腫を生じ大に痛みを覺ゆしかど更に之を意とせずして尙も道を急ぎ漸く豊後の比知港より數里手前の村まで到れりしに師は突然頭痛劇しく身體疲勞して一步も進

聖師等
途中の
困難

み得ざるにぞ此所より比知港に在るポルチニガル人の許へ同行の中の一入を道して斯くと知らせけるポルチニガル人の船長ガマは且つ驚き且つ喜び早速港内に在る同國人に聖師の來れるよしを告げて歓迎の用意を整へ各々馬に跨りて出迎へり時此聖師は稍や疲勞も回復し再び比知港を指して歩める途中に於て彼の出迎のポルチニガル人に出會へりしが船長ガマ等は聖師を見て直に馬を下り聖師の前に進み出で其手を執りて何も敬禮したりしかば師は大に喜び感涙を垂れて一々之に答禮し夫より一同比知港へ至らんとするにガマは己が馬を聖師に進めたりしかど師は之に乗らざりければ一同徒歩にて比知に到着したりき此時港内の船よりは六十三發の祝砲を放ちて聖師を歓迎したりしに砲聲山岳に響きて宛ながら百雷の轟くに似たり此音に市民等は膽を冷して何事の起れるにやと震駭し國主の館に於ては

葡萄牙
人一行
を迎ふ

ボルチニガルの商船が海賊に劫かされて争闘を爲すにはあらずやと
 評定し遂に家老を遣して實狀如何にと尋ねしめしに船長は之に答へ
 て全く聖フランセスコ師を迎ふるの儀式なりと詳しく事の始末を告
 げたりしが件の家老は驚ける顔附にて船長に向ひ——嘗て山口の僧
 侶は我國主(大友義興)に向て外國宣教師は常に魔術を用ひ悪魔を使ひ
 以て愚民を惑すこと多く現に或人は彼等外國宣教師の悪魔と相對し
 て談話するを見たりと云ひ又た彼等の身中には一種の蟲を生じて次
 第に體内に繁殖し實に不潔至極の人間なりと語りたる事あり故に此
 地の市民は其噂を聞き外國宣教師を以て實に賤むべき者となしつゝ
 あるなり然れども國主は賢明にして容易に此等の讒言を信じたまは
 ず詳しく事の次第を復命せんには必ず疑念を晴したまふべし——と
 語れり船長は聖師の人爲より其職務に就て詳しく之を家老に説明し

聖師暨
 後國主
 を訪ふ

たりしに家老も能く合點して此旨國主に復命し國主は年若き息子に
 三十人の家來を添へて聖師をボルチニガル船に訪問せしめ且つ最と
 可憐なる書簡を贈りて館に來るべきよしを通じたり依て師は其翌日
 國主の館に赴きしが此時ボルチニガルの商人等は再三再四聖師の否
 ひをも聞かずして師に美麗の法服を着用せしめ且つ在留のボルチニ
 ガル人一同華美なる盛裝を爲し大なるハツタヲと別に二艘の小船に
 乗り錦繡の國旗を翻し音楽を奏でつゝ府内に上陸したりしが此盛ん
 なる行列を見物せんとて集れるもの山を爲し殆ど上陸しがたき程の
 有様なりき此時陸上には金濱の長神田某手下を従へ列を正して出迎
 ひ且つ輜輿を具して師に進めたりしも師は之を謝辭し徒歩にて國主
 の館に入れり館内出迎の有様は筆紙に盡しがたき程の盛儀を極めた
 りしが師の一行は携へ來れる數多の贈物を國主に呈し其より盛裝せ

佛僧等
聖師を
妬む

る各室を通過して國主の居室に進み國主は最と懇篤に聖師の一行を
饗應し聖師に對する叮嚀親切は之まで佛僧等を待遇するに例しなき
程にてありき左れば其坐に列したる佛僧等は之を見て妬ましくや思
ひけん頼りに何事か國主に建言して稍もすれば無禮の舉動ありしに
より國主は遂に忍びかねて佛僧に退場を命ずるに至りぬ國主は種々
の事柄を聖師に問ひ師は親切に之に答へなせして師の一行は館を退
きしが之より師は屢ば國主の館に出入し國主も亦た心を盡して成し
得らるゝ限り聖師を歡待し且つ領内布教の許可をも與へりしかば人
民公教に歸依し日々奉教者の數を増すに至れり此頃金濱の佛僧に酒
井慈鷲なる者あり學識の聞の高かりしが聖師と一日公衆の前に於て
宗教を辯はし遂に師の説に伏して名をマコアンと呼び公教の信者と
なれり此傳市中に傳り益信者の數を増して聖師は寸暇もなきはを繁

聖師大
友氏を
疎む

忙を極むるに至れりしが師は國主の未だ奉教者となるに至らざるを
遺憾とし且つ其品行の修まらざる事をも歎きて頼りに國主を諫め公
教の要理を悟らしめ且つ其不品行を改めしめんとて忠告いたらざる
所なかりしかば國主も之に感奮する所やありけん先づ邪淫の原因な
る年若き侍女を退け次で乞食を救恤し貧者を愛憐して大に慈善を施
し又た棄兒を禁じ墮胎を制するなど専ら善行を勵げむに至れり國主
が斯く聖師に重きを置きて只管優待するを見て僧侶の忿怒ますく
甚しく如何にもして聖師を陥れんと巧みたりしも國主の威に怖れて
遂に何事をも爲し得ざりき
聖師の豊後に在留しけるうち其年八月下旬(天文二十年)山口に於て夫
の陶尾張守が反逆の騒亂おこりて一方ならず師の心を苦しめたりし
が其後フェルナデス修士の書翰前章に掲げしものによりて事の始

聖師と
大内義
長

末を知り且つ天主教徒の辛うじて安全なりしことをも詳かにしたり
 戦亂も漸く鎮定して山口には陶の一味等義隆の後を襲がしむべき國
 主の評定あり遂に豊後の國主大友家は大内氏と姻戚の間柄とて義鎮
 の二男八郎と大内氏の世嗣と爲す事に定めたりしが師は豊後に在り
 て此事を聞き之より山口の傳道に一層の便宜を得ん事を喜び八郎の
 出發に臨みて吳々山口の教徒を保護せんことを依頼し八郎も亦た快
 く之を承諾て山口に向へり後に大内義長と稱するもの即ち之なり
 其後ポルチニガルの商船は支那に航海せん都合にて頼に解纜を急げ
 るより師も之に便乗せんとして國主に袂別を告げん爲め館に赴き今
 しも辭して去らんとする時に臨み福原と云へる高僧これも同じく國
 主に面會の爲め來りて遂に聖師と會見するに至れり此福原と云へる
 は博識俊才の聞ゆあり嘗て三十年間大教院の教導を勤め當時府内よ

聖師福
原師を
伏す

り數里を隔つる宮島本院の教正たりしが師等の豊後に來りて國主の
 歡待を受けつゝあるを見て僧侶等相謀り議論を仕掛けて之を屈伏せ
 しめんとしさては此福原を呼迎へたりしなり此日聖師は福原の望み
 に應じて二三の議論を諍はしたりしが一々彼の不條理を指摘して最
 と愉快に勝を制し大に滿坐の喝采を博したりされば僧侶等は漸りに
 堪へずして頼に惡口雜言を爲し遂には國主より退席を命せらるゝに
 至りぬ之より僧侶等府内に集合して一方には市民を教唆し且つ山門
 を堅く鎖して内亂を企て稍や不穩の模様なりしかば國主は外人を警
 めて悉く船に歸らしめしが獨り聖師は府内に足を駐め假令如何なる
 危難に遭遇するとも教法の爲めに墮るゝは常に予の望む所なりと云
 ひ、ポルチニガル人等如何に勸むるも確乎として動く模様なく船は予
 に構はずして早く出帆すべしと告げ其身は蓬屋に入て出ざりけり僧

侶等も其非を悟りてや再び議論を試みて復讐を爲すべきことに決して國主に斯くも言出で、又た聖師にも其趣きを通じて第二の討論を開く事となりぬ、

聖師と
佛僧と
の大問
答

此日福原方は總勢三十餘人の僧侶打揃ふて館に詰寄せしが國主は豫め人數に制限を設けて四名より列席せしめ且つ論議の辯論を保たんと爲めに數箇條の規則を設けしめ、すべて議論の是非は佛聽人の判斷に決する事となしたりしが聖師はポルチユガル人の注意に因り服装は最も華美に飾り立て見るもの皆な一驚を吃したり、僧侶等も前日の失敗に懲りたれど練りに練りて反對の材料を作りたるものと覺ばしく、交るゝ雑多の質問を出して底止する所を知らず遂に此討論會五日間の長きに亙りて聖師は物の見事に彼等の反對論を打破り終りに公教の教理に就て最も高尚なる演説を爲したりしが僧侶等は一言半

聖師日
本を出
帆す

句の異論をも唱ふる能はざるに至り國主を初め佛聽席に在る多數の貴族等いづれも同音に聖師の説に感服し殊に國主は此議論の始終を聞きて益す公教の説に同意を表し、天主教の眞理には如何なる反對論を以てするも所詮駁撃すること能はざるべしと言ひつゝ、聖師の手を提へ近侍の武士と共に聖師を寓所まで送りしかば僧侶等は遺憾に堪ざりけん口々に國主は悪魔に惑はされたりなど罵しりぬ、此討論會の問答は日本西教史ならびにフランセスコ書翰記に詳しく記しされたるも此には之を省畧す、

宗論も茲に一旦終結したりしかば聖師は豫て志しの如く印度に抵りて同會の神父を日本へ來らしめんとし國主に別辭を述べ且つ其品行上の事に付き親切なる忠告を爲したる上日本の信者マチヤスと彼のベルナルドの二人を伴ひ豊後の地を解纜したりしがポルチユガルの

船長ガマは此時まで師の身上如何と氣遣ひて師の側を離れず今しも師の一行を其船に乗せて豊後を立去れり國主大友義鎮はポルトガルの領地なる印度の總督へ公使を遣さんとし師の一行と同船して豊後を出發せしめぬ時に天文二十一年十一月二十日(一千五百五十二年)なりき。

(四) 日本傳道の始祖

(ザベリヨ聖師其二)

聖フランセスコ師が前半の偉業として後印度地方に於る事情は之を第一章に畧述したりしが其後半の業としては日本支那等東洋各地に公教を傳へんとするもの實に聖師の切望にてありき就中日本の傳道に於て師は已に其端緒を啓きぬ之より日本第二期の布教と支那傳道の開始とは師が滿腔の希望にして師の胸中其成竹の存するあり師の印度歸航も至く之が計畫の爲めに外ならざりしなり記事の順序とし

船艇の奇蹟

て聖師が日本出發後の事情を記して這の豪膽なる聖師の傳記を完結せざるべからず但だ師が其末路の事に至りては記すに忍びざるものあり之を記すものは實に忍ぶべからざるを忍べるのみ看者も亦た忍んで師が後半の偉業の竟に如何なるかを見るべし、
聖ザベリヨ師は豊後を出發したりしが船は支那海を指して駛走すること七日餘りにして天氣次第に險惡の模様を現し一天墨を流して暴風漸次に吹起れり風の勢ひ時を経る毎に益す猛烈を加へ果は擣取さへ方角を見わかぬ凄まじき有様となり五日間に互りて尙は靜まらん景色とてなし此時船後には麻繩二本を以て小艇を繋ぎありて此小艇の中には船長の愛する少年及び水夫其他のもの十五人とアロツ、カルボと云へる宣教師も乗組ありしが風の勢ひ猛くして本船の帆柱を摧かれ帆道具も已に斷切られん有様なるにぞ小艇の十五人も今は命の

危ふければ本船に乗移らんと氣を急り、本船の人々も之を引取らんと立願さしかど時は恰も日暮に際し、吹荒む風の手の疾ければ遂に如何ともする能はず何れも嘆息の聲を洩すのみなりしが、獨り聖師は人々を慰め自ら甲板に出で、散亂せる帆道具を取片附けなごし、師が此時の盡力は逆も船員の及ばざる所にてありき、斯て其夜半に至り本船の後なる小艇より救ひを求むる叫び聲の頻りに聞ゆるにぞ人々は驚き乍ら立出で、見るに今まで繫がれありし小艇は麻繩斷切て、隣れ大浪の彼處此處に漂へり、之を見る船長は狂氣の如く急立て急に本船を回し救ひ上げんとしたりしに、山の如き激浪横様に本船の側面を衝き、今は本船も千尋の底に沈められんづ有様なり、聖師は此危難を救はんとして船長の室に駆入り暫く天主に祈りを爲しけるが不思議や船の動搖は忽ち靜まりしかど、此混雜に小艇は其影を失ひて行衛も知れぬ大海

原に押流されたり師は立願ぐ人々を慰めて——汝等いつれも安堵すべし三日の間に小艇は本船に歸り着くべし——との意味を譬にて預言したりしが、夫の小艇の斯る暴風激浪の中に安全なる道理なければ一同聖師の預言を心に嗤笑ひ中には言葉に出して師を嘲弄するものもありき、されど師は之を意に介する事なく船長に迫りて屢々水夫等を梯子に登らしめ、夫の小艇の行衛を眺め廻さしめつゝ三日間暫時も眠らず又た一度の食事も爲さず絶えず天主に祈れりしが未だ小艇の影だに見えず、最早船長等も斷念して帆を揚げ速力を早め船を走らさんどしたりしに、聖師は帆柱に頭を打附け泣て帆を揚ぐる事を止め、尙は天主に祈りを續けて怠らず、其中に師は眠むよと見ゆしが梯子に登り居る小供は俄に大聲を發げ——不思議なり不思議なり遙の沖に小艇が現れたり——と叫べり之に驚かされて一同甲板に出で、指す

方を眺むるに、小艇は沖合より本船を指して来るにぞ一同あれよく
 と叫ぶ中に不思議や小艇は鐵の磁石に吸寄せらるゝ如く瞬く間に本
 船の在る所に來て其側面に磁と着くを見れば十五人とも打揃ふて無
 事なる有様なるに再び驚き皆な嬉し涙に咽びて言さへ出でず悉く聖
 師の足下に平伏して罪を謝したりしが師は船長の室に入り自ら戸を
 閉じて出でざりき此間に十五人の者は本船に乗移り——予等は本船
 に離れてより左したる危難とてなく且つザベリヨ師は絶えず予等の
 小艇に在りて予等を守り玉へり又た予等が本船を見るや小艇は恰も
 吸取らるゝ如く少時の間に此所まで來れり——と嬉しさの餘り涙な
 がらに言出づるを本船の人々聞終りて師は始終本船にこそ在したれ
 と云ひ十五人の者は小艇に在したりと言ひて其不思議に驚ける折か
 ら師は水夫を呼び一同天主に謝すべし且つ風波は之より靜まるべけ

れば疾く出帆の用意せよと命じ茲に一同天主の加護を謝し船は方針
 を定めて出帆したりしが此海上の奇蹟は聖師の死後の後ち聖位を贈
 らるゝ時ローマ裁判所に於て調べられ數多の確證ありて決定せし事
 實なれば微塵も疑ふべき所なし、
 船は三洲に着し此所にてマツカ行の便船を得たりしが其船長は師
 の親友にしてペレノアエオと云へる人なりしかば師は直に此船に乗
 りて三洲を出發したり此時聖師は船中に於て東洋布教の事を彼是思
 案し日本へは暫く他の神父を送りて己れは一應印度へ歸り支那に入
 込て此大陸を奉教國に化せしめんと決心したり斯て船はペレノア
 ルの海峡に差掛りたるに風波おこりて波間に覆へらんとす此時聖師
 は船室に閉籠りて一心に船の安全を天主に祈りたるが不思議にも他
 の船舶は覆没したるに此船のみ無事にコロンボ府の港に着したり爾來

師等
マ
ラツカ
に
着す

支那の
聖師
の
決心

此船に種々の奇蹟あらはれて名も聖十字架九と稱へられ師が奇蹟の
一に數へられぬ。

師は豊後より同伴したる大友氏の使節と共にマラツカに赴きたりし
に、マラツカの官民は大に喜び厚く師と豊後の使節とを饗應したり之
より先き師は三洲より乗りたる船の船長ペレラ、マエエに己が心事を
語り且つマエエに向て支那傳道に着手の時は公使として支那へ同行
せんと云へりしにマエエは聖師の説を聞て大に感服し我が財産を
悉く棄るも師の爲めに支那へ同行すべしと答へたり茲に於て乎師は
印度總督王アルフンナンリに向て支那に公使を遣るべき事とペレラ、
マエエを公使に任ずべき事とを願はんとし之をマラツカの奉行アル
パロに相談したりしに奉行は直に同意を表したり故に師はマエエ船
長と共に支那の用意を爲し二月上旬マエエの規下に着したれど師は

支那行
に付て
の妨害

此時印度の教會長たる身分なりしかば日本行の不在中に起りたる諸
種の事務を片附け且つ將來の事を同會の神父に托しなむとする爲め數
箇月間マエエに滞在し支那の事と公使派遣の事とは何れも總督の贊
成を得、ペレラ、マエエは總督よりポルチガルの支那公使たる辭令を
受け且つ支那皇帝に贈らるべき物品をも交付せられて、總督より丁寧
なる饗應を受けたりしがマエエの官民よりも盛大なる送別を受け此地
を出發してマラツカに至り三洲島に向て渡航せんとする際一の困難
なる事情出來したり其はシルニアの新知事たるアルニアは一商人
なるペレラ、マエエが支那公使の榮譽を擔ひ聖師と共に支那へ行く事
を妬み如何にもして止めんと欲するより有らん限りの奸策を爲した
りしことなり此事は大に聖師の心を痛め種々の方法を以てアルニア
の改心を促さんとしたるも彼れは己れの不正なる心に眩惑されて

師三洲
島に着す

遂に國王の威光も教皇の權能も彼れをして改悛せしむべき所詮なく、
師は涙ながらベレナ、マエエに別れマラツカの人々が涙と共に引留む
るをも振切て乗船し千五百五十二年(天文廿二年)八月下旬三洲島に着
したり此間レンガポール海峡に於て二三の有名なる奇蹟ありしも茲
には畧して記さず、

聖師病
を得た

師は暫く此所に滯泊して支那本國へ入込まん所存なりしに三洲島に
着したる後は兎角氣分よろしからず且つ師を支那へ導くべき支那商
人は約束の日を過ぐるも來らず又た師が支那へ伴はんとしたりし通
辯人は同行を斷りなせして師が支那行の望み全く斷絶加ふるに師は
熱病に罹りて床に臥したりしが既に死期の近きたるを覺りて同居の
ポルチニガル人に死すべきことを預言したり師は病に罹り船の揺ぐ
に堪へかねるより船を出て最寄の濱邊に打伏したるをアルウアレヌ

聖師三
洲島に
永眠す

ワヨイヤとて先きに日本に居たりしポルチニガルの商人が見て氣の
毒に思ひ己が小舎に連行し漸く風雨を凌がしたるなり、
マヨイヤは聖師の容體を見て血を出すが宜しからんと勸め師は此言
葉に隨ひ血を出さんとして黙て心經を斷りし爲めに苦しみ氣絶する
に至れり暫くして正氣に復りしかど夫より容體次第に重りて遂に一
切食事を爲さざること數日に及び絶えず嘆息して天主に斷りを爲し
つゝありしが十二月二日金曜日午後二時に至り最も嚴格なる體度に
て確と十字架を見詰喜悅の眼に涙を溢へながら口に聖歌を唱へ――
主よ卿は終りまで予を棄てたまふまじと頼もしく思ひ奉る――云々
の數言を浮世の名残に最後の呼吸を引取りぬ、
嗚呼聖師が東洋に對する弘大の志望は未だ其半を遂ぐるに及ばずし
て憐れ二び歸らぬ客となり長へに憾みを斯の一小孤島に遺せり悼ま

しきかな
 聖師の乗り來れりしサンヨクルス丸にはマラツカに於て聖師に隨從
 障害したりしアルプロの部下のもの多く乗れりしかば、兎角聖師に
 反對してアルプロの歡心を買はんとし、師が病中にも二三の人の外
 は介抱するものなかりき、師の逝去したる後とてもアルプロに憚り
 て顧みるものなく、只だマニールと師に心服せる三人のもの師の遺
 骸を寢棺に納め、骨を印度へ持歸らん爲り、可燒石灰を以て詰り、主日の
 夜の更け互れるに葬式して、海岸の小山へ擔ひ行き、穴を掘り、櫃を埋め、
 僅かに印しを殘して去りぬ、
 斯て二月の中旬にもなりぬれば、船はマラツカに向て出帆すべき時き
 たり、支那人アントニエと云るもの、聖師の骨を納めんとて小山に到り、
 櫃を開き、石灰を搔除け見るに、死骸を燒かん爲りに詰められたる可燒

遺骸に
 付ての
 不思議

石灰は其餘に在りながら、聖師の死骸は燒かれずして現存し、却て新ら
 し、柔らかなる肉を生じ、脈管さへ鮮血にて満たされたり、アントニエ
 は大に驚き、人々に此由を語りしかば、ポルチュガル人も行きて見たる
 に、遺骸は勿論禮服さへ其餘にて現存し、試に左の足の膝の下を少しく
 切りたるに、鮮血滾々として迸しり出づるを見たり、流石聖師に反對し
 たりし船中の人々も舌を巻いて驚き、不覺に畏敬の心を生じ、水夫に至る
 まで櫃の前に詣りて、既往不敬の罪を謝し、俱々に櫃を護衛して船に乗
 せ、茲にサンマクルス丸は三洲を出帆してマラツカに到着したりしは
 其年三月二十二日にてありき、本書第四章の五にも記し、如く師の櫃
 のマラツカに着したりし時、怡もカスヅハ神父日本より此地に歸り、俱
 俱護衛してマアへ送りぬ、
 師が永眠の報マラツカ、マアに達するや、老幼男女ども悲哀せざるもの

靈櫃を
ゴアに
送る

なく師の遺骸は已にマラツカに於に盛なる儀式を以て葬られ、又たゴ
 ーア於ては印度總督の命により未曾有なる盛式を以て迎へられ、同會
 の神父相集りて之を葬りたるが其盛なる有様は拙も筆紙の盡すべき
 所にあらず。
 師が逝去の事歐洲の各地に聞ゆるや、續々書を羅馬教皇に贈りて師を
 聖人の位に敘せらるべしと建白し日本よりは豊後大村の諸藩主同じ
 く書を齎らして敘位と建言したり、ポルチュガル國王プロアン第三
 世は各地に下知してザベリヨ師生前の事蹟を取調さし、又た師が各地
 に於て顯したる奇蹟は嚴重の取調を爲し夫れく證據を擧げて之を
 確めし上一々列擧して教皇に呈しザベリヨ師を聖人の位に敘せんこ
 とを建白したり、
 此の他亞細亞諸國に於て師の顯はしたる奇蹟の報知日々歐羅巴に届

ザベリ
ヨ師聖
人に定
らる

くを以てて教皇ポロ第五世は綿密に師の功績を取調べし、上千六百
 十九年十月二十五日(元和五年)遂にフランセスコ、ザベリヨ師を眞國者
 の位に定むるの布告を出だし、其の後ポロ五世に繼いで教皇の位に
 即きたりしクレリヨ第十五世は千六百二十二年三月十二日(元和八年)
 フランセスコ、ザベリヨ師を聖人の位に定むるの大儀式を羅馬に於て
 執行したり、其式の盛大なる模様は拙も予覽の筆に描し得ざる程なり
 し、其翌年八月六日クレリヨ第十五世の後を繼たりし教皇ウルバノ
 八世より師を聖人位に敘したる公の勅書を發し、以てザベリヨ師が功
 績の概畧を世界に表彰しぬ、
 聖人の遺骨は今に尙ほゴアの城下に於て金銀の裝飾を施したる水晶
 の櫃に納められ、最と美麗なる墓硯を築かれありて、世界の奉教人より
 一大靈場、の如く敬はれあり、千七百八十二年二月九日(天明二年)ゴア城

遺骸に
付ての
取調

下の司教と印度なるポルチユガル領の奉行と相談の上、近傍の貴顯紳士學士等多勢集會して聖人の遺骸を取調たることありしが此時二百三十年を経しザベリヨ聖人の遺骸は頭部に少しく皮の剝げしのみにて全體は柔らかなる肉を以て包まれ、顔より足まで少しも生ける人と異なる所なかりきと云ふ。

フランセスコ聖人が生前に巡教したりし地方は、先づ佛蘭西より伊太利に行き、ポルチユガルに赴き、それよりアフリカのモサレベークに到り、各地を経て印度のゴアに行き、轉じて漁者海岸に到り、更にコンソ府に行き、再びゴアに歸り、トラウフシコール地を巡り、了て復たコンソ府に到り、ゴアに歸り、更にカンパヤ領地に到り、コモロン岬を一周し、それよりセイロン、マナールの諸島を経て、チガバタ領地に到り、メリヤア一州を経て、マラツカに入り、赤道の南に在る數多の野蠻群島を巡回し

聖人の
功蹟

てマラツカに歸り、それよりコンソ府、漁者海岸、セイロン島を経て、ゴアに到り、コンソ府に赴きて、又たゴアに歸り、更に各地を経て、マラツカに抵り、支那海を渡りて、日本に入り、薩摩肥前を経て、周防に至り、京都に行き、再び山口に歸りて、豊後に赴き、又た支那海を横り、三洲、ミンダの諸島を経て、マラツカに着き、ゴアに歸り、又たマラツカに赴き、此港より支那廣東に渡らんとして、遂に三洲島に命を終りぬ。

此間前後十年半、聖人の教訓を受けて、奉教人となれるもの無慮七十萬、印度に日本に公教傳布の創祖として、聖人の焔したる功績、及び聖人の高德によりて、顯れし奇蹟は、逆も書盡す事、あたはされば、其來歴の極めて大畧を記したるのみ。

此項の終りに臨んで、殊に記し置くべきは、聖人が日本の事に付て、布教の外に、眞心を盡し、事情なり、其一は九州よりマラツカの奉行に送れ

りし手紙にて其中に聖人は日本の開明富貴を圖り堺を貿易港として此所にポロチニガル公使を置き兩國人民の通商を行はしめ且つ日本の公使を印度開港場に派遣せしめんと希望を書記したり之は聖人が京都に於て天皇陛下に關したらんには自己の意見として奏上せん所存なりしと見ゆされど戦亂の爲め事のこゝに至らざりしは日本の文明に付て返すぐも惜むべき事なりき今一ツは千五百五十二年(天之二十一年)歐洲にては支那の東方に金山を發見したりとの風説たかく西班牙の帝シヤールス第五世は之を聞き金山を横領せんとの計畫ありしが之れ即ち日本に於て佐渡の金山を發見したりし事を傳聞せり新く流言したりしものと察せらる此時フランスメコ聖人は豊後よりオアに歸りて此風説を聞き直に書をポルトガルのシモンロブリス神父に贈りて神父よりポルトガル國王に言はしめ更にポルトガル

國王よりイスパニヤのシヤールス帝に告げしめんとしたり其はイスパニヤ人如何に武力強しとするも日本人の武勇なるには逆も及ぶまじ若しイスパニヤ人強て日本に渡り金山を奪はんとするも日本人の勇猛なる必らずイスパニヤ人に打勝ちてイスパニヤ船の武器は悉く日本人の奪ふ所となるべし故にイスパニヤ帝に忠告して金山探見の事は思ひ止まらしめよとの意なりき
 尙ほ此他聖人が日本を愛して日本の爲めに觸し、事は數へがたし聖人が人に向つて——我等の愉快國となせる日本の事に就ては書することども能はざるなり——と言へりし語の中には幾許の感情を含くみあるかを察し見るべし
 思ふに聖人が公教の種子を日本に播けりしより四十餘年を経て慶長の初めに早くも六十萬の奉教人を見るに至り中頃徳川時代に於て一

度荒蕪したりと雖も、皇政復古の後は再び聖人の教系を承けて遂に今日
の盛況を見るに至りたるは豈に不思議と言はざるべけんや、
嗚呼聖人の徳、日月と共に長へに光り聖人の撰天地と俱に久しく滅せ
ざらん偉なるかな、

(五) 山口の傳道

(其三 戦争後の状況)

去るほどに山口にては、ユスモ、ト、レ、神父、フ、エル、ナン、デ、ス、修、士、等、内
藤某の親切と批護とに因て漸く戦争の危難を免れ、其後は熱心の信者
等と共に固く教會を維持して傳道に怠りなかりしが、戦争の結果とし
て亡主義隆の後を嗣ぐ者は夫の豊後なる大友家の次男八郎(後に晴英
と改む)と定まりしにぞ茲にユスモ神父等は布教の上にて大に便宜
を得るに至るを喜べり、晴英は戦争の翌年即ち天文二十一年二月十一
日豊後を出發して三月一日佐波郡多々良濱に着き、此所にて大内氏の

祖先琳聖が入國の古例に倣ひて一日滯留し同三日を以て山口に入れ
り斯て名を義長と改め大内氏を襲ぎ陶晴賢等之を補佐して漸く國內
鎮靜なるに至りぬ、義長の豊後を出づる時には尙ほザヘリ、聖師府内
に滯錫し其出發するに臨みても、吳々山口の傳道に便宜を與へんこと
を乞ひたりしが、義長は之を承諾し山口に入て後は約の如く天主教徒
を保護しユスモ神父等は之が爲め大に身の安全を得るに至れり
ザヘリ、聖師は豊後に在て斯る山口の有様を聞き益す將來の布教に
好望あるを喜び遂に山口に一の天主堂を新設せんと欲して之を葡荷
牙人に告げ葡荷の商人より金員を借受けたりと云ふ、此事は師の書翰
に記したる所なり、又た近頃毛利家の古記録の中に於て計らずも是等
に關する一通の古文書を發見したれば考證の爲め左に記載すべし、

山口傳
道の便
宜

義長の
裁許状

周防國吉敷郡山口縣大道寺事、從西域來朝之僧、爲佛
法紹隆、可創建彼寺家之由、任請望之旨、所令裁許之狀
如件

天文廿一年八月廿八日

周防 介押字

(点訓句切は編者の附する所なり)

裁許状
の註釋

右の裁許状に就て少しく註釋を下さん、當時山口の市街を總稱して山口縣と云へりし事は他の古文書にも記せる所にして、大道寺とあるは即ち初め義隆のザベリヨ師に付與したりし廢寺の名を其儘に、教會を大道寺と稱し居れりしより斯くは記されたるなり、又た此頃歐洲の人を指して西域と云へりしも一般の習ひなりしは人々の知る所にして、ユスモ神父等の歐洲より來れるを指して西域より來朝の僧と稱した

周防國吉敷郡山口縣大道寺事

從西域來朝之僧為佛法紹隆

可創建彼寺家之由任請望之

旨所令裁許之狀如件

天文廿一年八月廿八日

周防介(押字)

るなり次の佛法紹隆の爲めとあるは聊か人々の疑惑を惹く筈もあら
 んが當時日本人の感念には宗教とし云へば佛法の外なきものとし天
 主教も同じく西域の教法と云へるより只た佛教の種類にて教義の異
 なれるものとのみ信じたりしならん左れば公教も佛教も之を一括し
 て佛法と呼べりしものど知るべし猶ほ現今宗教と云へる範圍の中に
 各種の教法を混合して總稱するが如きのみ日本西教史を見るにヒレ
 フ師が永祿年中京都に入り風俗上止むを得ず佛僧の衣服を着用した
 りし事を記せり以て當時の風潮を察する時は佛法の文字に就て尋る
 所あるべきなり以下の文字に因て考ふるに大道寺の境内に天主堂を
 創建し且つ公教の弘布を計らん爲め豫め國主に之を山願したりしも
 のに對し右の裁許状を交付したりしものと思はるゝなり周防介とあ
 るは即ち大内義長にして其日附より見れば義長の山口に入れりしよ

山口天主堂の建立

り五ヶ月の後に當れり此頃ザベリヨ師は尙は豊後に在りしなりされば天主堂の山口に新築せられしは天文二十一年の秋より冬に互りての事なりと知らるゝなり

斯て山口の教會は再び繁盛を見るに至れりしが天文二十二年の秋の初めザベリヨ師の勸誘に因て印度より日本に来れる神父あり其名を

ガゴイ神父の渡來

ハロタザルガゴイと云ふ此神父は他に二名の神父を伴ひて豊後に着し印度總督よりの書翰を豊後の國主に呈して厚き優待を受けたり

スモ神父は山口に在て此報を受けフエルナンデス修士を豊後に遣して具さに山口の事情をガゴイ神父に告げしめ且つ山口の布教に就て

は大内義長の厚き庇護を受けつゝあればガゴイ神父より義長の實家なる大友家に鳴謝せしめたりガゴイ師等は未だ日本語を學ばざれば

國主と應對して言語を交ふるに及ばざりしがフエルナンデス修士の

到着したりし後は通辨の勇を就らしめて國主と種々の問答を試み又た領内に公教を弘布せんことを請ひて快く之を公許せられたり其れ

よりガゴイ神父は山口布教の有様を見んとてフエルナンデス修士と共に豊後より山口に到り萬里の異境に在て期らすも諸神父相會合し

互に奇遇を喜び無事を祝しぬ

ガゴイ神父の山口に着したる日は恰も耶蘇降誕の祭日なりしかば之を僥倖として盛んなる祭典を執行すべしとて諸師其準備を爲し天主

堂を美麗に裝飾して信者を集め夜半に彌撒聖祭を行へり此時コスモ神父長經を唱へガゴイ神父助祭と成りフエルナンデス修士説教を爲

せり夫れより日本語に譯されたる讚美歌を唱へて終夜祈禱し翌日の日出に至りて第二の彌撒を執行し次に説教ありしが信者は一同祭儀

の嚴肅にして宏大なると諸神父の教導懇切なるとに感じ何れも請ふ

ガゴイ神父山口に來

信者俱に規約を設く

て會食の席に着き互に親愛の情を表したりしが其會衆の夥しき爲め席上は立錐の地なく信者の中の尊長なるもの膳部を變して古代の教會に行はれし會食に彷彿たりしと云ふ喫飯をはりて一人の信者突然會衆に告げて曰らく——吾徒は公教信者となれりし以來一度も教會に向て布施したることなきが故に佛徒は之を罵り日本人の天主教に入るは布施すること免れんが爲めなりと云へり吾徒は斯る汚名を雪がん爲めに今より天主堂の入口に錢櫃を設け以て有志者の布施を受くる事として如何——と會衆いづれも此議を賛成し直に幹事二名を選びて錢櫃の開閉を委任し積立の金は之を救恤の費に宛て誰彼となく貧困疾病の者を救助せん事とし尙は種々の評議を凝して左の件を決定したり、

毎月日を定めて市中の貧民を一所に集め之に十誠を説聞して飯を

山口率 教者の 美風

喫せしむる事、

日曜日大祭日毎に夕膳後は信者一同甲家に會し又は乙家に集り説教にて聞きし事にて不善の所を質し互に徳に進む方法を講究する事

斯く決定して各々之を確守することを経へりしが山口の信者は之より久しく此規約を實行して敢て渝らず爲めに後年争亂の間に處し又は詰責の難に遇ふも確乎として信仰を失はず遂に日本全國の天主教人の模範として何れの信者も皆な之に倣ふに至りぬ諸神父は山口公教會の基礎鞏固となりて益す傳道の望みあるを賀し協賛して同行者の中ダルクスザハ神父は印度へ歸り司教に此等の事情を報告し日本人は其性質公教に能く適合せる事をも告げて數多の神父を派遣せんことを乞ふべし、コスモ神父は多年名聲を轟して普く日本人の間に名

諸教師
山口に
會議す

を知られしを以て山口に留るべく、又た日本語を能くするを以て新たにガゴ一神父と同行せしメルザハ神父と共に在るべしガゴ一神父は山口なるフェルナンデス修士と共に豊後へ行きて教會を立つ可しと評定して其年は一同山口に滞在し翌天文二十三年の春千五百五十四年二月二日ガゴ一神父はカスヅハ神父フェルナンデス修士と三人豊後に赴き、豊後の國主に面謁して山口の公許状と同様なる免狀の下付を乞ひて許され、領内各所に信仰自由の揭示を爲したりしが、これより豊後の教會も基礎を固めて日々盛大に赴けり、又たガゴ一神父と共に豊後に下れるカスヅハ神父は豊後の國主より印度總督への返書を托せられ、之を携へ平戸より乗船して支那に渡り、マラツカを経てマアに歸りたるが、これより先きザベリム師は日本より印度に歸り再び支那を経て日本へ來らんとし、其途中廣東の近傍なる三洲島に於て病の爲

ガゴ一
神父等
山口を
去る

山口市
尹其他
の歸依

山口教
會の盛
況

め未眠し、其遺骸は荷葡牙人保護してマラツカに送り、今しもカスヅハ神父のマラツカに到着したる時、恰も聖師の柩は此地に到達したり、依てカスヅハ神父は之を保護してマアに歸りぬ、
 偕て山口の教會は曩に降臨の祭式を營りしより益々隆盛に赴き、信者の信仰も一層鞏固と成り、相互に德行を練磨して止まざるにぞ、終に異教人をして其風儀の高尙なるに感せしめ、此教は人類をして天人に進ましむるものなれば、惟一の眞理なりと讚歎せしむるに至れり、斯る有様なるを以て日々奉教者の數を増し、貴族の歸依するもの亦尠少なからず、其が中に山口の市長内藤氏、此記事西教史に由れり、曩に記したる貴族内藤某と同人なりや否な尙は考ふべしと云へるあり、位高く年長けて博學賢明なりければ、大に市民に尊せられしが、此人公教の徳に感じ、其息子と共に教會に來りて洗禮を受け、衆人の目前に於て地上に

跪き手を擧げて天主を拜しながら隨喜の涙を溢へ此身を異教の冥路より救出して真正の道を知らしめたるは全く天主の惠護なりと恩謝したりき

斯る人望あり賢才なる人の歸依するを見て諸人ますます奮興し其後幾許もなく一族三百人を擧て悉く同時に洗禮を受けたりし豪族あり又た位高き一人の老翁ありて初め佛を信すること極めて厚く多年合掌禮拜いたる爲め手掌の皮は固きこと脚底の如くなるまで佛法に凝りたる人なりしが齡七十にして公教の説を聴き遂に信仰の心を起して洗禮を受るに至れり此人の館は教會の近傍なりしが學識に富みて數多の祈りを日本語に翻譯したり又た或る貴人は年五十計りにして智識も人に勝れたるが幼年の時より佛説は恰も神史小説の如く虚誕の事のみとして佛像を拜することを好まざりしに天地造化の眞神を

説くもの山口に來れりと聞きて教會に來り神父等の説く所に耳を傾けありしが遂に眞神を奉ずるの念を起して兄弟及び一族擧て公教に歸依したり此人の妻は之れに先だちて公教の信者となり時々公教の事を夫に語り居れりしが妻の行狀の正しきを見且つ神父等の説を聞きて愈上信仰の志を起したるなりと云ふ其後此人の朋友等感化せられて奉教者となれるもの多かりき

斯の如く諸人公教に歸向して次第に教會の威權を増したる上全國に有名の佛僧二名公教の説に感じて歸依したりしかば愈上世人の信仰を促し且つ異教徒の心を寒からしめたり此二僧は京都に在て夙に名僧知識の閑い高かりしが偶々歐洲より新しき教を傳ふるもの山口に來れりと聞きいで其所説を打破らんとて態々山口には來れるなりけりされば充分論鋒を磨きて攻撃の用意を整へつ或日コスモ神父の説

教なせる折から突然教會に來りて難問を提出したり流石に博學の高僧として其論理の深奥なること神父も爲めに驚駭したりし程なりきされど神父は一々此難問に答辯し而も終始温和恭敬にして禮讓を素るが如きことなかりしかば二僧も其徳風に感じて成るべく言語を和らげ紛争に涉らざらんことを力め稍や議論の閑なる時神父は聖ポロロが勸奨文の一節を語れりしに二僧の中の一人は之に耳を傾て聖ポロロとは如何なる人ぞと問へり神父は乃ち聖ポロロの人爲より公教に歸依せしこと及び一生の事業として教法の宣布に身心を委ねたりし事なを詳しく語りしに彼の僧は此時まで勢ひ鋭く神父の説に反抗を試みんと構へたりしも之を聞くも等しく志しを翻して頗る信仰の心を萌し忽ち洗禮を受けん事を乞ひ且つ曰く吾れ一旦天主に抗して公教を害せんとしたりしこと借は聖ポロロの固執を基督の責めたまへ

りし事に似たれば其れに因みて名をポロロと與へたまへ左すれば之れより基督の徒弟となりて教の爲めに力を盡さんこと夫の聖ポロロが基督の誠めに因りて教の爲めに盡せしが如くならん又今一人の吾友には聖ポロロの友なりしバルナバの名を授けらるべしと茲に於てか二僧は望みのごとく其靈名を以て洗禮を受けポロロは聖ポロロの行狀を模範として道に勵み日々斷食を行ひ又た地上に起臥して石を枕とし夜半に起きて黙想すること晨に及ぶを常とし又た時々責身杖を以て五體を責むることあり晝は村里に巡錫して村人に教義を講述するに餘念なかりしが大に人心を感化して數多の奉教人を見るに至れりポロロは山口に在て其友バルナバと共に天主堂の近傍に住居し僅に他人の布施と己が努力とによりて生計を營み以て身を布教の事に委ねたり斯る間に於てポロロは時々コスモ神父に己が前非を懺悔

し且つ布教の結果を報告し居たりと云ふ、ポローは熱心に布教したりしが驚くべきはポローによつて屢々奇跡の顯はれたりし事なり、現に或る神父はポローが神の力によりて病者を治せしを目撃したりと云へり、以て其徳行の如何に高尚なりしかを知るべし

信者船田の葬儀

此頃國主大内家の膳部を司れる役人にて熱心なる信者船田某歿したり、船田は靈名をアンブローズと云ひ有徳にして名聲ある信者なりしかば、異教の徒に公教の教義の高尚なること及び死者と弔らふの親切なることを示さん爲めに盛美なる葬式を行へり、船田の邸宅は遠く天主堂を距たりし所にあれば、葬送の行列は町より町に山口の全市を通過したりしが、葬儀の次第はシルヴァ神父十字架を持て先導を爲し、其次に奉教者二百人燭を把て隨從し、次に貴族の息子數多並列し皆な手に禮式書を捧げ、或は聖水器を捧げたり、最後にコスモ神父白衣を被

弘治二年山口の信者の數

り襟垂を着けて進み、其次に柩は黒羅紗の覆布を以て蓋ひ壯士ども之れを昇ぎ行けり、市中の人々は此葬式の盛美なるを見て一驚を吃せざるはなかりしと云ふ、葬儀の了て後、船田の未亡人は四日間貧民に飲食を施し、又た器具を興へ、其上高價の衣服を賣り、其代金を以て救濟院を立つるの計畫を爲したりしに、或人其美舉を感じて土地を供し、遂に之れを成就せしめたりとぞ

斯の如く神父等の精勵するに加へて信者が慈善の行爲あるより、公教の名聲ますます隆く、奉教者は日に月に多きを加へ、弘治元年に至て山口の市中に二千餘人の信者ありしと云ふ、陶尾張守が反逆戦争の爲め一旦破壊せられし山口の教會が僅か數年ならざるに早く以前に勝る盛況を見るに至れりしは實に不思議と言はざるを得ざるなり、

(六) 山口の再亂

(大内義長の滅亡)

天文二十年陶隆房の謀反の後、山口の地は靜謐にして稍や戦後の荒蕪を恢復せんとし、隨て公教會は再び聖サベリヨ師の時の盛況を見るに至らんとするに際し、思ひきや不幸にも第二の戦亂山口の地に起り、復た骨山血河の凄劇を見んとは、左に其概畧を記さん、

日に前にも記し、如く大友晴英は天文廿一年三月豊後より迎へられ、て大内氏を襲ぎ義長と改名して尙ほ七州の國主たり、陶晴賢等之を翼けて國政を安排し、諸城主の服従せざるものは悉く之を攻めて降伏せしめしが、獨り出雲の尼子氏安藝備後の邊境を侵すあり、安藝吉田の城主毛利元就之れを防禦して苦戦甚だ力め、天文二十二年十二月に至り、遂に尼子晴久を出雲に追撃して大に之れを敗り、尼子に奪はれし城は悉く回復したり、從是以前石州津和野一本松の城主吉見正頼大内氏に叛きて兵を擧げたり、義長書を礮石の諸城主に飛して之れを攻伐せし

め、天文二十三年五月義長親ら晴賢等と一本松を攻圍せんとす、此時に當り書を毛利元就に與へて屢々其來援を促したるも、元就遂に出軍せず、却て義長晴賢等の罪を鳴らして兵を擧げ、遂に其主大内義隆の爲め仇を報ずるを名として討伐の勅命を乞ひ、其子隆元隆景元春と羽翼として山口を攻めんとし、此月十二日先づ嚴島を襲ひ、陶の兵を討平げて本據を此島に定め、頼に兵を出して周防の東部を攻撃す、義長兵を遣はして屢次毛利の軍と戦ふに、毎も利あらず、九月吉見正頼和を請ふ、依て晴賢を岩國に遣はして毛利の兵を防禦せしめ、義長は軍を山口に還したり、爾後毛利の兵は安藝の西部を取て石州に遙撃して威勢ますます盛なりしが、弘治元年十月陶晴賢元就の謀畧に陥り、嚴島に敗死するや、毛利氏の威勢いよく、加り勝に乗じて玖珂、都濃、熊毛、諸郡の城砦を撃破し、將に山口を衝かんとす、

毛利元就
就兵を擧ぐ

陶隆房
守敗死す

此時山口に一の紛亂おこりて市中は血煙に蔽はるゝの慘狀を呈した
 り其は大内氏の重臣内藤隆世が同僚杉伯耆守重輔を撃殺したる一事
 にして事の起りを尋ねるに之れより數年前大内義隆の時代に當り重
 輔の父杉重矩は豫て陶隆房(後の晴賢)青景隆の二人を惡みて之れを除
 かんと欲し遂に事に托けて隆房等を義隆に讒言して叛逆の志ありと
 爲せり義隆は之れを信じて隆房を詰問はんとするや杉重矩は己が讒
 言したりし事の發覺して爲めに隆房の恨みを買はん事を恐れ俄に隆
 房隆著等に親しみて隆房の富田の庄に遷らんとするに當り此度の事
 一に相良武任の國主に讒言したるに基けりと巧言に隆房を欺き以て
 隆房をして武任を怨ましめ己が惡を蔽はんとしたり隆房は重矩に期
 る巧ありとは知らずして悉く言ふ所を信じ國主と相良武任とを恨み
 て遂に叛逆を企つるに至れるなり其後隆房は大内義隆と亡ぼして大

友晴英を迎へ之れを立つる事に就て杉重矩と言を争ひ終に重矩の讒
 言に由て事の茲に至れるとも覺りしかば俄に重矩を擯斥して佐波郡
 大前村に籠居せしめ後に人を遣りて之れを刺殺せんとし重矩は遂に
 厚狹郡萬倉に走りて自殺したり隆房重矩の首を以て義隆の靈に謝し
 之を梟しゝ事ありき此概畧は已に前章にも記したりしが其後重矩の
 子杉重輔家督を繼ぎ同じく伯耆守に任せられて義隆に仕へ常に父重
 矩の陶晴賢に殺されし事を憤はり機もあらば晴賢を殺して父の仇を
 報せんとするうち弘治元年十月晴賢此時全葦毛利氏に襲撃せられて
 嚴島に戦死したり重輔山口に在て其計を聞き責て晴賢の子陶長房に
 怨を報せんと思ひ國主義長には乞捨にして部下の兵を率ゐ都濃郡富
 田若山の城を襲撃して長房等兄弟を殺せり陶の家臣等重輔の所爲に
 憤はり山口の豪族内藤隆世に依頼して長房等の爲め重輔に報いんと

し、弘治二年三月二日(千五百五十六年)内藤隆世俄に杉重輔を山口後川原の邸宅に襲ふに至れり、蓋し隆世は陶長房が母の弟なり、重輔其弟正重と共に之れを防禦して劇戦二時間に互り、會主内藤の兵火を杉の隣家に放ちしに風烈しくして忽ち山口市街一面の火と成り、義長は火を避けて今八幡の社殿に在りしが、重輔兄弟其家臣十五人と血路を開て今八幡宮に抵り、義長を捉へて之れを殺さんとしたり、蓋し重輔等は内藤隆世の襲撃を義長の命する所なりと誤信したりし故なり、長義の侍士ども之れを支へて義長を寶庫に移し、且つ重輔等に向て今日の事は國主の知る所に非ざるよしを辯じ、一方には人を内藤の陣に馳らし、義長の命に因て杉と和睦せんことを謀りしかど、隆世容易に承諾する氣色あらざりしが、強て先づ質を交換せしむる事と爲し、杉重輔は弟正重に大野某を附て出し、内藤隆世は弟彦二郎に、楊井某を附て出すに至れり

り、斯く人質の交換を了へ、杉重輔は其日の暮刻寶珠院に入り、家人等も皆な集り來れりしに、翌四日の未明内藤隆世手兵を率ゐ、重輔を寶珠院に圍みて之れを火攻にしたり、重輔内藤方の質彦二郎と楊井某を斬り、家人七十餘人と共に出て激戦し、遂に悉く之に死し、弟正重内藤方への質となりて大野某と共に上宇野令なる内藤が陣營(西方寺)に在りしが、亦た此日隆世の殺す所となれり、前日(三日)義長は市中火災の爲め居館を焼かれしかば、假館を觀音寺に定め、頼に人を隆世の陣營に遣はして調停を試みしが、隆世は遂に聽かずして寶珠院を襲ふに至れるなり、毛利の兵は頼に周防の東部を侵畧し、漸次に諸道より西進せんとする時に當り、一本松の城主吉見正頼再び叛旗を翻へして阿武郡を侵し、其勢ひ漸く加はらんとす、此年毛利の兵は都濃の諸城を陥れ、獨り須々萬本郷の沼城のみ残りしを、毛利隆元等奮戦して之れを攻めたり、弘治

義長高
傲城を
築く

三年正月義長山口高嶺(上宇野令村)に城築き、土工の未だ竣らざるに毛利の兵は已に逼り近きしを以て、内藤隆世等と共に高嶺を守れり、三月二日沼城陥落し若山城に在る陶の兵士は悉く逃亡し、同月八日毛利元就富田の若山に出陣したりしに、沿道風を望んで毛利氏に屬し、佐波郡右田ヶ嶽の城主右田隆量父子も亦た元就に従ひ、先づ大内氏の氷山の岩を抜き氷上は山口を距る一里十一日使を馳せて之れを富田なる毛利元就に報告し、兵を合せて將さに山口を攻撃せんとす、此時義長は高嶺の城に在りしが城は未だ工を竣らず加ふるに兵糧の乏しきを以て、遂に之れを棄て、長門豊浦の且山の城に奔り、援を豊後に在る兄大友義鎮に乞へり、曩に義長の大内氏を襲がんとするや、兄義鎮は之れを可ならずとして止めしに、義長承諾せざりしかば、義鎮は之れを憤りつゝ、ありて援兵の事も肯せず、且つ義長を援くるに於ては毛利氏と結ばれ

義長長
府に奔
る

大内義
長敗死
す

て解けざらん事を慮り、旁た且山の事は知らぬ顔して過しぬ、元就は義長の豊浦に走れるや、直に陣を防府(佐波郡宮市)に進め、兵を遣はして且山の城を攻撃し、同廿八日且山の外郷を陥れ、廿九日二郷の兵二十名逃走して、城は已に危殆に逼り、四月二日毛利方の先鋒の首將福原貞俊使者を城内に遣し、内藤隆世だに自及せば、義長は敢て吾軍の問ふ所に非ずと云はしめしに、隆世は之れを信じて、此日城中に自及じ、義長は即日此城を出て谷の長福寺に入り、翌三日毛利の兵に襲撃せられて自殺し、杉民部大輔と晴賢の幼孫鶴壽丸は殉死したるにより、元就義長の首を檢して之れを長福寺に埋葬し、山口其他の守備を定め、軍を安藝にぞ還しける、

以上は重に大内氏實録に據り、要領を記述したるものなるが、尙ほ例の如く西教史の記事に依て、當時山口の現狀を記し、併て此争亂中天主教

戦争に
付て西
教の記
事

徒の有様をも説出さん
 葡萄牙人が富貴を極め其國の首都リスボンに比較せる都會即ち山口
 に起る所の騒亂を敍せんに豊後國主の弟大内氏を襲ぎ山口を平治す
 ること茲に四年公教信徒は國主の眷顧を受け其數は日に月に殖て道
 徳次第に歩を進めしに思ひさや大亂起りて宗教と國家とを攪亂する
 の不幸を見んとは事の起りを尋ぬるに前國主義隆の死後山口の二豪
 族陶方の内藤隆世と杉重輔とを指して云ふ互に不和を生じ何れも怨
 みを報せんとして機會を俟ちける兩家とも富強にして従屬の士も多
 かり是等は皆な武力を以て其主家の爲めに戦はんとし山口の市中兩
 黨に分れて今にも争端の開けんとする有様なるにぞ國主は痛心苦慮
 して百方調停を試ひれども鎮靜すべき模様なければ遂に山口市中の
 騒亂と成り市民の安寧を保つ事あたはざるべしとて尙も彼等を威嚇

山口市
中の慘
狀

し或は懇諭し切ては彼等をして市街を遠ざからしめんとしたりしに
 彼等は肯かずして國主の命に抗し茲に愈よ兵を擧ぐるに至れり彼等
 は突然城下を騷擾し大路小路を選まず戦鬪とし相互に殺戮して此所
 も彼所も只た死骸と流血を見るに至らしめ丈夫は刀下に殪れ婦女小
 兒は路頭に號泣し或は父の死を見て悲むものあり或は夫の屍を見て
 哀しむものあり聽て其身も敵人の刀に觸れ又た悲しまるゝの人とな
 るなど實に慘憺たる狀況なり凡て戦争を爲すに當りて劍戟を用ひ尙
 は火を放ち家を焚く是れ日本に於る戦争の慣習なりとか此時も兵士
 ども厭まて人を殺し其上市街の四方に火を放ちしが家は悉く木材を
 以て造營したるものなるが故に見るゝ炎上して僅の間に市街一萬
 餘戸焼失しさしもの都會も概ね灰燼と化し了り國主は戦争の最中市
 街に火の起るを見て姿を變へ跡に奔て某城に入り以て急を避けたり

戦争を
コスモ
神父等

(此れ義長の今八幡宮に避けしを指せるなり)
戦争の終て後、人々火事の消防に力を盡し、武士も亦た兵器を措き、其々
民家の消防に奔走したりしが、奉教人は一同コスモ神父の家を集ひ、暫
く此地を去て、騒亂の鎮定するを俟たれよと勸めしかば、神父は之を聽
かずして云らく、「予は諸君と共に死することを本意なれ、斯る危難を
顧みずして去る事、豈予の忍び得る所ならんや、予や今は已に老て餘年
すくなく死すとも憾とする所なし、諸君と共に居る事、あたはされば只
だ此世を辭するの好機を求めんのみ、諸君と離れて生んよりは、共に死
するこそ予の爲めに此上なき樂事なれ」と信者等は、其志の動かし
がたきを見て、強ては勸めず、それより焼損破壊したりし家屋の普請を
始めぬ、斯て僅か一箇月にも足らざる時、毛利と稱する勇將山口に争亂
の起れるを聞、大兵を率ゐて堺より急に來り、山口を距る一里にして陣

毛利の
兵山口
に通る

したり、按ずるに、毛利元就は此時富田若山の城に陣したり、然ば夫の右
田隆量たかのりょうの右田みぎのより來りて、氷山の岩を攻めしを云へるならん、又た堺は
泉州せんしゅうのにはあらず、佐波さばと吉敷よしかの堺の義にして、右田より來れるを云へ
るならん、此時山口は城壞れ、兵寡く、守備を爲す事、あたはずして、士民恐
怖し、國主は願に之を勵ませども、士氣ふるはず、皆な只た奔竄の計を爲
すのみなりき

信者泣
て神父
に退去
を乞ふ

奉教者は、其身の危殆よりも寧ろコスモ神父の事に心配し、急に神父の
家に集り、涙と共に請ひけらく、「若し神父の身に椿事あらんか、我等
は師なくして孤立せざるべからず、然すれば山口の教會も到底滅亡を
免がれざるべし、今や神父の身は我等に於て最も大切なり、暫く難を豊
後に避けられよ、昔し或る都會に於て、禍亂の起れりし時、耶穌基督其徒
弟に命じ、難を他の地に避けしめたまへりし例もあれば、此市中に圍ま

コスマ
神父山
口を去
る

山口國
主の時
死

れて犬死を遂げんより、大事の時に命を棄てられよ、神父の身は教會の
 興廢に關する事を考へ、小事を意とせずして速に此地を去られよ、其中
 亂靜定したらんに、速に迎へまゐらせん、我等神父の恙なきを見ざれ
 ば、心を安んじて死する能はず——と、コスマ神父も、流石に信者の切な
 る願ひを辭しがたくして、遂に退去の事に決し、發途の前日、諸人の告解
 を聞き、且つ其心を鼓舞して、如何なる艱難をも忍ぶべしと、奨勵したり、
 愈よ神父の發途せんとするや、信者等其前に跪き、信者の爲め、天主に祈
 禱せられん事を乞ひ、皆な涙を垂れて、別れを惜み、老若男女、途上を守護
 して、三里の遠きに送れり、豊後の府内まで往きしものも、數多ありけり、
 其後、幾程ならずして、山口の國主は毛利と戦ひ、敗を取て、遂に討死した
 り、且山城の戦争を指す是に於て乎、敵兵市中に入り、市民は白刃に貫ぬ
 かれ、或は虜にせられて、奴隸と成り、教會も亦た其堂を佛僧に與へられ

て寺院と爲られぬ
 以上は西教史の記す所に依て、其時の顛末を述べたるものなるが、戦争
 の前後、山口市街の惨狀は、日本の歴史に見る所より、勝りて實に甚しき
 ものなりしを知るべく、加ふるに、山口の地は、夫の陶尾張守の反亂後、僅
 か六年を出ずして、斯の如きの惨憺なる禍亂の裡に、投せられしなれば、
 市民の苦痛一層太酷しかりしや、論なし、之れと同じく、山口に於る公教
 會の事業も、一度ザベリヨ師の經營に因て、基礎の鞏固ならんとするに
 當りて、天文二十一年の役に、概ね破壊せられ、其後、恢復して、漸く前日の
 盛を見るに及びて、復た此戰亂あり、諸師が熱涙と精勵とを以て、開拓し
 たりし、教田は、毎に惡魔の怨業の爲めに、破壊せられんとし、天主敎人が
 這般の事變に際して、尙ほ工夫、慘憺造次も、神の聖旨に背かざらん事を
 力むるの眞情は、此等の記事を見るに於て、猶ほ紙上に躍如たり、目前其

人に参交したるが如く、其苦楚の蹟を思ふ毎に落涙の潸然たるを覺はざるなり、遮莫正義の存する所豈に竟に透らざるの理あらんや、熱心なる山口奉教人等の勉勵と神父が拮据經營したりし結果は遂に異日第三の公教昌盛期を山口に造出して前日の壯觀を回復するに至れり天主の威徳讃頌せずして可ならんや

第五章

(一) 山口其他の公教

(其一 戦後傳道之狀況)

山口の公教徒は戦争後の紛擾に加へて頼もしかりしコスモ神父の此地に在らずなりしかば、宛ら孤兒の如く信者相寄て聖堂を守衛せるのみ殊に再度の戦争に於て公教徒の爲めに甚しき不幸は公教を厚く保護したりし國主大内義長の滅亡これなり且此戦亂と共に大内氏の所

豊後に於けるコスモ神父

領は概ね毛利氏に歸し、山口の如きは迄城市として繁盛なりしに引換僅に守備の武士あるのみにて恰も主なき家の如く漸次衰退に赴けるこそ是非なけれ、さるはどに戦争の危難を避けんとて山口を退去したりしコスモ神父は夫のローランシユとポーロの外に一名の弟子を隨へ豊後の府内に到達したりしかば、豊後の奉教人等は恰も父に逢ふ如く喜べり然どコスモ神父は己れの子とも思ひて親しめりし山口の信者に別れ、剩へ山口を出でし後にも市中の紛擾は尙ほ治まらずして市民の殺害せられしもの多かるよしを聞て心を痛め常に鬱々として樂しむ色なく偶々豊後の人と山口の事を談る時は必ず涙を流して悲み果は山口の事に就て病を起し殆ど殆かりし事さへありき、山口の没落と國主の戦死は一般世人をして叛亂殺伐の氣風を増長せ

師等の
來航
パレ
ー

しめ豊後に於て亦た豪族蜂起し、國主を驚さんと企つるものあり、遂に大友義鎮を府内に襲ひ、其同義鎮は夜に乗じて脱走するに至れり、豊後紛擾の時に際し、夙に博學の聞か高き印度の司教メルシオル、ヌゲースパレール師及び本書の初に東西兩洋交通の媒介者として記しつる夫の葡萄牙の商人フェルナンメンデスピントの二人日本に渡り來て豊後の府内に入る、パレール師は葡萄牙の産にしてコニンブールの大學校に學び、遂に博士となりて同時に司祭の位を受け、印度に派遣せられたるなり、此時ザペリニ師が日本を去て印度に歸り、再び支那日本の旅行を試みんとする折なりしかば、パレール師をして印度の司教たらしめたり、ピントは日本より歸航して後、尙は商業に勉勵し、巨多の資産を以て、アに住居を定めしかば、已に故國を去れるより、末年他國に流寓したりしかば、本國に歸りて餘れる命を安らかに送らんと、その望を懷き、パレールの事

師の許に往て悔悛の秘跡を受け、百端談話するうち、パレール師が彼是ど日本の事を語り、且ザペリニ師の徳を賞し、なごしけるゆゑ、忽ち本國へ歸る望は消ぬ、頗る日本の慕しく思れしかば、パレール師に同伴して渡航せん事を勧め、パレール師も初の程はピントの言を疑はしく思へりしかば、其乞ふ所の誠實らしくして、虚誕とも定めがたき者あり、特にピントは多年の勞力に因て貯へし財産を悉く日本布教の資に投じ、先づ第一山口に大學校を立て、己れは一生を日本に送らんと、その決心を示したるにより、遂にパレール師も日本渡航の志を生じ、且日本にてはコスモ神父すでに老衰して後を繼ぐべき師長を要し、其上日本に適當の宣教師なくして來航を渴望する時なれば、ピントが斯く巨多の布教費を喜捨するに於ては、日本の教會にても好都合なるべしと思ひ、傍ら他の宣教師等もパレール師の日本行を賛成するもの多かりしかば、パレール師は天主

の己れに日本行を命ずるものなりと断定してピントと俱に日本に來れるなり、此時は府内の騒亂も已に鎮定せる際にて山口の事に就て病を得たりしコスモ神父も癒て床を離れし後なりしかば、主客の歡喜一方ならず、互に手を執て恙なきを祝せり、ピントは印度を出るに當りて多年貯積したりし財産を分散し、二千金は故郷の貧き親類に送り、四千金を窮民に施し、其餘を日本に携へ來り、又た別に日本への土産として錦繡彩緞其他珍奇の物品を齎したりしが、是等の土産は豊後の國主に呈し、其身は三千金を以てコスモ神父の住居せる隣地にて美麗なる家を建築したりと云ふ、思ふにピントは素志の如く山口に大學校を建てんとし、豊後まで來しかば、偶々コスモ神父に山口の事情を聞き、國內援亂せりとの事なりしゆゑ、此舉を斷念し、ものなるべし、斯て、バレー師はコスモ神父より詳しく日本の事情を聞き、大に布教の

バレー師に盛力せんとする折から不幸にも病に罹り、止を得ず、印度に歸りて療養せざるべからざるに至れり、師は印度に於て病氣平癒し、數多の奇特を顯はしたり、バレー師等の豊後に來れりしは、紀元一千五百五十六年にして、恰も我が弘治三年の冬に當れり、

此年九月後、柏原天皇崩御、皇子寶祚を嗣て、永祿三年正月、即位の禮を行はせたまふ之れを、正親町天皇とす、此年今川義元大舉して、尾張を攻め

進で、桶狭間に陣し、遂に織田信長の爲めに殺され、翌四年上杉輝虎北條氏康を小田原に圍み、次で輝虎武田晴信と信濃に戦ふ、之れ歴史に於て有名なる川中島の役なり、斯の如く關東、東海地方は戦争の衝と成り、且つ此頃織田信長の漸く羽翼を展ばさんとするに際し、全國到所殺氣を

以て蔽はれたり、此時に當て山口と豊後との間には毛利と大友との交戦あり、事の起りは豊後の國主大友義鎮、其弟大内義長亡滅の後、好を毛

正親町
天皇即位
日本國
内の戦
亂

利元就に通じて互に親睦を保たんとを約したりしが、義鎮は豊後の内
 亂鎮定して民心の漸く己れに歸するを見て、先に大内義長の滅亡と共
 に毛利氏の所有となれりし豊前門司の城を占領せんと欲し、永祿三年
 兵を出して門司城を襲へりしも利あらずして翌年豊後に還り、同五年
 再び兵を擧げて門司を襲撃したり、されど其翌六年將軍足利義輝兩家
 の間を調停して和睦せしめ、幸ひ大戦争を見るには及ばざりき、此戦争
 の原因に付て日本西教史の記事を見るに、大友義鎮が兵を出し、は其
 第大内義長の爲め毛利氏に讎を復し、且つ義鎮其子を立て、大内氏を
 再興せしめんと心の心に出でしものゝ如し

豊後に在るコスモ神父はバレー師の印度に歸航する時、日本宣教師の
 師長を命せられ、ガコー神父と共に熱心に布教する中、豊後の國主と毛
 利氏との間に戦亂起りて人心動搖したりしかば、平和に歸して後國主

豊後國
 主の歎
 待

大友義鎮は神父等に非常の歡待を加へ、領内に教會の土地を與ふるな
 ら極めて布教の便宜を與へしかば、此地の公教は日を逐て盛大に赴け
 り、コスモ神父は豊後の盛況を見て、ガコー神父及びフェルナデス修
 士外にポロの三人を平戸に遣し、此地を初め近傍の諸島に布教せし
 めたりしに之れ亦た非常の好結果を得て、數多の奉教者を到所に見る
 に至れり、

徒弟ホ
 一ロの
 死去

此間に於て哀しむべき一事はポロの病死なり、ポロは山口に於て
 佛僧より轉迷して信者と成り、其後はコスモ神父を翼けて熱心に公教
 の宣布に従事したりしが、山口騒亂の爲めコスモ神父と共に豊後に下
 り、それより平戸に移されて布教に盡力するうち、晝夜勉強して安眠だ
 になさざりしかば、遂に病を得て起つを得ざるに至れるなり、ポロは
 自ら快復しがたきを覺り、コスモ神父に面會せん爲めに豊後へ歸らん

と欲しガゴ一神父に請へりしかば、神父は之れを許して舟に乗せ海を渡して豊後へを歸しける、
 コスモ神父は斯る有徳の徒弟にして且つ布教に大効ありし者の將に死なんとするを見て悲哀の情に堪へず懇切に告解を聞き終油の跡を授けしが此時ポ一ロは耶穌瑪利亞の聖號を唱へ茲に初め洗禮を授けられしコスモ神父の手に靈魂を托して永眠したりき、ポ一ロは前章にも記し、如く博く日本諸宗の學問に通じ且つ能辯家として世人に賞讃せられし程なりしかば常に他の宗教の非理を辯じ衆人をして迷誤を轉せしめ公教の眞理を覺らしむる事は彼れの尤も得意としたる所にして彼れが博學多識にして辯舌の蕩々たる前には如何なる反對の論者も口を開く事あたはざりしと云ふ前には佛陀の宰臣たり後には天主の忠僕として終りを令せり、ポ一ロのごときはまた知れる哉

斯てコスモ神父は豊後國主の好意を以て筑前地方に布教の便宜を得平戸なるガゴ一神父を遣はして博多に布教せしめ後にはフェルナンデス修士も平戸より移りて此地に在りしが偶々内亂おこりて博多は兵馬の巷と成り遂に危難はガゴ一神父の身上にも拘らんとするに至れり、神父は災害を避けんとして誤て悪漢の船に乗り所持品は素より衣服まで剝取られて肌衣一枚と成り漸く難を遁れ得て城下(福岡)に上陸したりしに再び兵士に捕へられて幽閉せられ已に殺害せられんとする時此地の貴顯何某に救助せられ其家に十日ばかり滞在したり其時神父は此家の主人に騒亂の有様を聞き山口の熱心なる信者アンドレ(安藤)ならんか大内氏の家中に此姓ありの最後の有様をも聞けり、安藤は山口の貴族にして公教の信者なりしが夫の山口騒亂の後コスモ神父九州に遁れ山口には師父とし頼むべきものなく倒まがゴ一神

父の博多にて布教せる由を聞き、親しく面會して教を聞かんと欲し、國主に暇をも乞はず己れの領地財産を棄て博多に移り、家を購ひ得て家族と共に住居し、毎夜責身の業を行ひ、又た木曜日毎には祈禱會を開き自ら教義を講説して聽者を感動せしめ、或時は己れの罪を責むるとて杖もて身を打ち、肉を破りて血を流すに至れる事さへありしと云ふ。安藤は斯く熱心に己れの徳を修め、且つ布教に盡力するうち、山口の國主は安藤が恣に領地を棄て、山口を出奔したりし事を憤り、使を以て安藤に死を命じたり。安藤は敢て抵抗する氣色なく、己れを殺さんとすものゝ爲めに、天主に祈れりしが、其聲の未だ終らざるに、白刃一閃忽ち他界の人となり、成り畢ぬ、隣れむべき哉。

借てガエー神父は此家に滞在すること十日に及び、復た市吏の捕ふる所となりて三ヶ月間禁錮せられしが、或人の爲めに救はれて豊後に歸

ることを得たりき

此時各地戦亂の爲め諸宣教師は悉く豊後に集れり、重なる人々にはコスモ神父、ガエー神父、カスバル、ヴィレラ神父、フェルナンデス、修士と外に二人の修士あり、日本人には山口にてザベリヨ師より洗禮を受けたりし、ロレンシヨ及びピコスモ神父と共に山口より來れるメルキチアル、其他救濟院の醫師等なりしが、是等の諸師は俱に力を竭して豊後の傳道に従事し、爲めに都鄙非常の盛況を見るに至れり。

去る程にコスモ神父はザベリヨ聖師の遺志を繼いで京都に傳道するの必要を認め、ヴィレラ神父とロレンシヨ外一人とを京都に派遣したりしが、此人々は異教の巢窟たる京都に於て言ふべからざる困難と支障とを経て、遂に此地に教根を栽培することを得たり。此時京都に於て初めて奉教者となりしものは山口の貴族なるアルキメサと云へる人に

てアルキメサは其親友十人と共に洗禮を受け、それより遠近風を慕ふて公教に歸依するもの多かりしかば、佛僧の反對すること甚しくして之れが爲めにヴィレヲ神父は屢々危難に遭遇したりしかば、勇猛なる神父等は毫も意に介する事なく熱心に布教し遂に夥多の諸侯貴族をして公教信者たらしめたり、中に就て最も不思議なるは比叡山の僧十數名公教に歸向したる一事なり、特に見宗と名くる僧の如きは博學多才なるのみならず、性質淡泊にして行狀方正なりしが、ヴィレヲ神父の京都に來れるより二十年前、或夜見宗は夢に一僧西域より來りて天堂の教を説くと見たりしに、翌日フランセスコザベリヨ聖師山口に來れりとの事を聞きたりとぞ、

當時京都は兵亂の爲めに人心恟々たり、恰も永祿四五年の頃にして夫の織田信長が内勅を承けて畿内を清めんとするの際なりしが、ヴィレ

ヲ神父は遂に京都より河内攝津までも布教し、大に公教の傳播を計るに至れり、同じ時に於て豊後のガエー神父は印度へ歸航したりしが、是は餘の義に非ず、ガエー神父は日本の語に通じ、布教に就ては有力なる人物なりしも、已に老て傳道に耐ふる能はざりしが故なり、コスモ神父は止を得ず、ガエー神父を印度へ歸らしめ、日本の有様を報道して宣教師を新たに送らしめんとしたりしなり

(二) 山口其他の公教 (其二、戰國時代傳道の有様)

日本の
天主堂
此頃公教徒の建立したりし天主堂は日本に五箇所ありけり、即ち京都、豊後、山口、博多、平戸なりしが、此中宣教師の在る所は豊後にコスモ神父あり、京都にヴィレヲ神父あるのみ、山口と博多と平戸とは宣教師なく、奉教人相寄て保持したりしなり、山口の信者はコスモ神父の再び歸來らんことを望み、コスモ神父も亦た山口に住まんとすることを希へりしかば、

須臾も豊後を離るべからざる事情ありしゆゑ山川を距て空しく山口の事を懸念しつゝあるのみなりき、

山口に於ける聖教の禁制

此間に於て山口の佛教徒は頻に公教を排斥して此地に跡を絶たんとし遂に國主に向て天主教徒は國家を覆がへすの陰謀ありなと讒言したりしかば國主毛利氏は此言を信じて公教徒を忌むこと恰も蛇蝎の如く果は天主堂を毀ち又九領内に嚴令を出して宣教師の領地に來る事を禁じたり、ユスモ神父は山口博多平戸三箇所の信者をして満足せしむるの方法なく遂に山口の信者に書狀を贈りて慰むる所あり且つ徒弟アルメーダを遣はして三箇所信者を訪はしめんとしアルメーダは命に従ひ先づ博多に至り此地に於て七十餘名に洗禮を授けたり、其中に佛僧の歸依したるもの二名あり、一名年長の僧は山口の國主毛利氏の侍講を司る所の有名なる佛者なりしが博多に於てアルメーダと

八日間宗論を爲し遂に公教の眞理を悟りて改心するに至れるなり、それよりアルメーダは平戸地方を巡回して豊後にぞ歸りける、蓋し山口へは夫の國主の嚴制に因て入ることを得ざりしなり、

京都に在留のヴィレラ神父は日夜布教に盡力して怠らず、此地に數多の奉教人を見るに至れりしが、偶々泉州堺の領主より豊後なるユスモ神父の許へ書を贈り堺に公教を布かんことを望めりしにより、ユスモ神父は之れを京都なるヴィレラ神父に通じて堺へ赴むかしめ、此地に於て亦た數多の奉教者を見るに至りぬ、

其後ヴィレラ神父は京都の益す望みあることを知り再び京師へ回らんことを欲したりしが、京都は内亂の爲め兵馬の衝と成り布教に便ならざりしゆゑ戦争の止むを待ちて京都に回れり、然るに此地の天主堂は戦争の爲めに毀害せられ、又た奉教者も各地に散亂して淋しかりしが

神父皇
帝陛下
に賜す

ヴィレヲ神父は直に天主堂を修繕し且つ信者を喚返しなせして益す
 傳道に精勵したりしかば日ならず盛大を見るに至りて舊の姿と成り
 三好長慶公教に歸依して大に布教の便宜を興へたり遂にヴィレヲ神
 父は三好長慶の執奏に依て時の將軍足利義輝に謁し山口の國主毛利
 氏が公教徒を虐待せる事なせ語りて云らく——山口の國主は天主教
 徒の聖堂を廢毀し領内に於て信者の集會すると禁止したり願はくは
 將軍令書を山口の國主に下し山口の天主教徒を窘責する事なく信仰
 の自由を興へ人民を安んせしめんことを命じたまはれかし之れ貧道
 の至願する所なり——と將軍は神父の請ひに應じて山口の國主に令
 書を下し其令書の末に——天主教徒は高尚にして毫も人民を害する
 ものにあらす故に予も之れを信するなり——と附記せられぬ
 公教徒保護の令書山口の國主毛利氏に下りしかば山口の信者一同安

聖教保
護の勅
書を毛
利氏に
賜ふ

三神父
平戸に
來る

心して歡喜一方ならず所々に天主堂を建立し稍や舊時に復するを得
 たりしかばコスモ神父は鹿兒島の布教に着手し又肥前地方に傳道
 を試み大村の領主の歸依するありて大に布教の便宜を得たり此間コ
 スモ神父はフェルナンデス修士等と戦亂の中に奔走して屢々危難に
 逢ひ或時は日に生命を殞さんとしたる事さへありしが幸ひに天主の
 慈恵に因て身を完うすることを得たりき千五百六十四年八月(永祿七
 年)印度よりマルシオル、ト、シグレット、バルタザル、カナラルの三神父は來
 航して平戸に到着しこれにて日本の在る宣教師は神父修士を合せて
 十五名となれり然らば師長コスモ神父は大に力を得て益す公教擴張の
 方針を定めそれら其器に應じて之れを各地に配置し其身はシグレ
 ト神父と共に肥前の越巢港に居を定め此地方の傳道に盡力したりし
 かば九州各地と近畿地方に公教いよく傳播し中に就て京都はヴィ

京都の
争亂

毛利氏
の威勢
震ふ

レヲ神父の熱心に因り、諸侯貴族等上流社會に歡迎せられ、又將軍足利義輝の厚遇を得て、非常の昌盛を見るに至れり、然るに永祿八年京都に於て三好三黨と將軍との争亂おこり、三好義繼は其叔父三人と松永入秀とに謀りて將軍足利義輝を襲ひ、遂に之れを弑して、足利義植の子義榮を立てたりしが、京都の教會は此亂の爲め再び影響を蒙り、危害は諸神父等の身上に及ばんとす、茲に於て乎、ヴィレヲ神父より後れて京都に來れるフロエー神父は堺に赴き、ヴィレヲ神父はコスモ神父の招きに応じて豊後へ歸りぬ、時に山口の教會は國主の嚴禁を解かれて、信者等熱心に天主堂を維持せるのみ、未だ神父なかりしゆゑ、各地の如き盛況を呈するに至らざりしかば、公教の事に付て別に記すべき事もなし、但だ戦争の事に關する沿革のみを敘せんに、國主毛利元就は夫の大内義長を亡してより、兵威

大内輝
弘山口
を襲ふ

中國に震ひ、其後出雲の尼子氏と兵を交へ、雲州富田の城を攻むること七年の久しきに亙り、永祿九年七月遂に富田の城を陥れ、尼子義久を降し、因幡伯耆出雲隱岐を悉く併呑したりしかば、其領土十箇國となりて世に十州大名と諡はるゝに至り、權威關西に轟けども尙ほ足らずとし、地を九州地方に畧せんとし、其一族元春、隆景をして西南の事を圖らしめつゝありしに、永祿十二年九月十二日大内輝弘豊後の兵を帥ゐ來て山口を襲はんとしたり、輝弘は大内氏の庶子にて、曩に山口滅亡の時、は西海に逃れ、豊後の國主大友義鎮に寄て再興の機を窺ひつゝありしなり、輝弘豊後の兵一隊に將として秋徳(吉敷郡)に至り、近郷の土兵を集めて山口に進入したりしかば、山口の守備井上就貞は之れを拒がんとして戦死したり、それより輝弘は山口の築山に陣し、高嶺の城を攻め、火を城麓に放つ、此時城督市川伊豆守は從軍して九州に在り、其妻家人と

身を捧げて修士となれり其は一日友人の招きに応じて音學の大會に出席し席上一宣教師の説教を聴て深く感奮し直に家宅財寶を棄て公教の修道に入れりしなり、フェルナンデスの初め修道に入らんと乞ふや神父は尙ほ之れを試みんとし絹衣を着し面を後にして驢馬に跨らし、リスボンの市街を騎行せしめたり、フェルナンデスは市人の相見で痴愚と嗤笑するを意に介せずして只だ神父の言ふがまゝに之れを決行し遂に望の如く修道に入るを得たり、入會後九箇月を経て印度に至れりしが此時フランセスコ、ザベリヨ聖師の日本へ航せんとするに會し請て師と共に日本に來り、幾多の辛酸を嘗め山口に於て常に聖師を翼け専ら布教に力を盡し、聖師の此地を去れりし後はコスモ神父に隨ひ天主の光榮を願はずに身を委ね、山口騒亂の後はコスモ神父と共に豊後に入り、それより平戸博多大村の各地に傳道して大功ありしが、

常に過度の勦勉を爲したるより身體漸次に衰弱し遂に平戸に於て死亡したり、修士は博學ならざりしかど教法の智識は往々長者に譲らざるものあり、師長コスモ神父は之を評して——ザベリヨ師は日本に來つて初めて教會を建設せる人なり、然どフェルナンデス修士の之れを維持するなくんば其効を完たうする事あたはざりしならん——と云へり、以て修士の功績一斑を見るに足らん其死を聞て遠近の信者哀悼せざるものなく殆ど兒の父を喪へるが如かりしと云ふ時に一千五百六十七年(永祿十年)なりき、茲に又た時を之れと同じうして一の不幸おこれり、其は印度マアの會長ヲミエール神父と有名なる説教師アルカライズとの二人共に布教の爲め日本へ來らんとする途中暹羅の海峡に於て船の沈没の爲め溺死せる事なり、ヲミエール神父はコスモ師長老衰したりしゆゑ之れに

五島地
方の傳
道

代りて日本教會を總理せん爲めに來れる途中此難に遭へりしものに
 て日本傳道の爲めには一大不幸事なりしなり、
 其後コスモ神父は豊後より越前(肥前)に移り、此地の布教に従事したり
 しが、偶々五島の領主其領内に公教を布かん事を望みしかば、コスモ神
 父はアルメーダとロレンシヨの二修士を送りて傳道せしめ、此二修士
 は力を盡して布教せんとしたりしかど、遂に意の如くならずして近隣
 の諸島に、うに至れり是等の諸島に於て到る所に好結果を得續々宣
 教師の入來を乞へりしかば、師長コスモ神父は之れに供する宣教師其
 人の拂底せるに窮したりしが、偶々ローペー神父、ソコリヤン神父、ワセー
 修士等の渡來するに會したれば、コスモ神父の喜び譬ふるにも、のなく、
 是等の諸師には、ヴィレヲ神父に就て日本語を學ばしめ、在來の諸神父
 を配置して諸島の傳道に従事せしめたり、それよりコスモ神父は大村

ワニリ
ヤン神
父等の
來航

諸教師
の會議

の領主の招きに應じて大村に移れりしが、此時大村の領内は全く内亂
 も治り大に布教の便宜を得て萬事都合なりしかば、領主の勸めに従
 ふて長崎の布教に着手し、ヴィレヲ神父に長崎の傳道を委ねたりしに、
 ヴィレヲ神父が熱心なる布教の結果として、間もなく一千五百人の信
 者を得、それより長崎の教會は日を追ふて盛大となれり、斯てコスモ神
 父は大村に傳道しつゝあるうち、フランソア、カザラル師、オルガレタ
 ン神父と共に來航し、肥前の關に着せりとの報ありしかば、コスモ神父
 は喜んで之れを迎へ、各地の諸神父、諸修士も悉く關に會合し、獨り京都
 なるフェロー神父のみ遠路の故を以て之れに洩れぬ、
 カザラル師はコスモ神父に代つて日本の教會を統轄せん爲めに來れ
 るなれば、此時を幸ひ神父の會議を開き、將來布教の方針を評定し、且つ
 夫々諸宣教師の任地を定めたり、此時ヴィレヲ神父は身體疲勞の故を

以て印度に歸り、日本の状況を報告して宣教師を送るべき事となり、カ
 プラル師を乗せて來れる便船を以て歸航し、デモン神父は豊後の教會
 に、ロペー神父は越巢に、アコータ神父は平戸に、ワリニヤン神父は五島
 に、ナルガンマン神父はフェロー神父の補助として京都に、ドフイゲー
 ルドー神父は大村に往く事と成り、コスモ神父は身を閑散の地に置き、
 當分は關に留らんこととなれり、此會議の終結と共に諸宣教師は皆お
 のゝ任所に赴き、カプラル師は大村に至り、豫て洗禮を望みつゝあり
 し、大村領主の夫人、息子及び重臣百餘人に洗禮を授けたり、コスモ神父
 は老衰の餘り遂に關にて死去したりき、
 嗚呼當時の奉教者が第二のザベリヨ聖師と尊敬し、殊に山口の信者は
 常に父とも母とも慕へりし、コスモ、ド、ド、ド、ド、ド、ド、ド、ド、ド、ド、
 ざるの人となんぬ、日本傳道の始祖として嗚謝すべき功勞ある此人は、

神父の
 コスモ
 逝去

初め西班牙の宣教師として夙に博學の聞は高く、其後印度に抵り、ザベ
 リヨ師の日本に渡來するに従ひ、一千五百四十九年(天文十八年)聖師と
 共に鹿兒島に來り、爾來フェルナンデス修士と共に聖師を翼け、萬難の
 中に公教の宣布に力を盡し、ザベリヨ師の山口を去るに及んで平戸よ
 り招かれ、山口の後事を托せられて専ら山口の傳道に心身を委ね、異教
 の不毛地に幾多の聖種を培養し、常に山口の奉教者に父の如く敬まれ
 母の如く慕はれつゝありしに一朝戰亂の爲め危難を豊後に避け、諸種
 の事情身邊に蟬集綿附して、竟に再び山口の信者と會するの期なかり
 しも、九州各地の傳道に精勵し、到る所に著大の効績を立て、初め日東の
 地を踐めりしより茲に廿一年、身は漸く老て衰弱、日々に増し、カプラ
 ル師の來航と共に歡極て神氣頓に弛み、次で微熱を覺ゆ、乃ち自ら起さる
 を知り、ヴィレヲ神父に悔悛の勵跡を受け、翌日聖堂に於て例の如く式

に與り、神父修士奉教者等に告別し、謹んで命を天主に捧げ、擧げ、時に年七十四、千五百七十年十月二日、元龜元年なりけり、神父が日本に在る廿一年間の功勞と艱苦とは能く言ひ盡す可くもあらず、ザベリヨ師は嘗て神父の德行を讚嘆し、其名譽の隆く功勞の大なるコスモ神父の如きは、日本公教の傳布に就て最も有力なる一人なり。と殊に神父が日本に於いて危難の地位に立てりしは、佛徒が常に神父を目して佛敎の破壊者と爲せし一事にて、此れが爲めに命を殞さんとする場合は、數度ありしと云ふ、神父は常に食物に於て肉類を絶ち、粗製の菜根と水菜の米粒とを喫するのみ、酒は禁じ、履は廢し、専ら儉約を旨としたり、ニエー神父は嘗てコスモ神父に對し、其行狀の儉素に過ぐることを酷たしきを告げ、若し予等をして卿に倣はしめんか、美味の滋養を得るにあらずんば、以て其勞苦に堪ふる能はず。と云へりしに、コスモ神父は

首を振り、日本の僧は善く予の如く儉素に勵み、之れ外面を街ふのみにして、内心其實に缺く予輩表裏儉素誠實の行狀を完うせずんば、竟に日本の布教に功を奏する能はざらん。と答へしとぞ、以て其抱負せられし所を見る可し、其訃音の遠近に到るや、老幼相俱に慟哭して、愁歎せざるはなく、其葬送の時の如き、群集櫃を擁して、悲泣禁まず、殆んど制する能はざりしと云ふ、

コスモ神父の死後、カプナル師は豊後に至り、それより各地の教會を巡視せん爲めに、先づ堺を経て京都に至れり、此時京都はフエロイ神父オルガンタン神父、ロレンシヨ修士共に傳道に従事し、將軍足利義昭と織田信長との二人が神父等に便宜を與へ、教會は非常の盛況を呈しつゝ、ありしかば、カプナル師は先づ義昭を其館に訪ふて、面談する所あり、それよりフエロイ神父、ロレンシヨ修士と共に、信長と近江の安土に訪問

カプナル
ル京師
に行く

したりしに信長は頗る可憐親切なる儀式もて師等を待遇し且つロー
 ンシヨ修士の教理を説けりしに満足の意を表し公教を以て諸宗教中
 の真正なるものと言ひ自今一層布教に庇護を與ふべしと約束したり
 斯てカブラル師は此處を去て嵯峨に赴き此地に於て聚族六十餘人に
 洗禮を授けそれより堺を経て豊後に到り遂に天草島に渡り此地に於
 て領主に洗禮を授けたりしが爾來天草島は日を逐ふて盛大となり遂
 に十二箇所の教會を見るに至りぬ

京都の
戦亂

カブラル師の京都を巡視したりし翌年即ち天正元年四月より七月ま
 で京都に戦亂あり其は織田信長曩日足利義昭を援けて將軍となし
 も義昭の所爲に失當の多きを認めて再三諍争したりしが義昭は却て
 信長を忌嫌し如何にもして之れを除かんとしたりしより信長は止を
 得ず兵を出し天正元年四月義昭を攻め一旦義昭の乞和を容れて和睦

したりしかど同年七月義昭宇治の旗島に據り信長を攻めんとしたり
 しかば信長再度義昭を攻めて之れを破り遂に河内に徙し尋で其官を
 剣々に至れり茲に於て乎足利氏は全く滅亡に歸し畢ぬ此戦争中京都
 は非常の紛雜にて之れが爲めにフエロ一神父等の身に危難を及し神
 父は遁れて之れを丹波に避け已に一命をも抛つべき危害に遭遇せし
 も遂に無事京都に歸ることを得たりこれより天正三年まで東海關東
 は兵亂踵を接して起り暫くも平穩なる時なく東北稍治まるの後は信
 長西海南海諸州を降伏せんとし羽柴秀吉を參謀として攻伐の事に従
 ひ又九州には大友氏と島津氏との戦起り連年關西に兵馬の跡を絶
 たず所謂日本に於る戦國時代の最中なりけり

(三) 山口最終の公教

(天正以後の状況)

コスモ神父の山口退去の後此地には神父なく天正元年(一千五百七十

カプ
ル師山
口に來
る

三年に當りカプナル師は博多と山口の状況を見んと欲して大村を出
發し先博多に至り尋で山口に入れり之れ實にコスモ神父の山口を去
れりしより十九年目なりしが此時山口には教會なく奉教人は一家
屋の内に講堂を設け此處に會合して祈禱をなし又は聖書を講説し或
は貧民救恤の方法を協議しなせして二十一年前コスモ神父山口に在
りガイー神父と共に評定したりし箇條を其儘に遵守し以て異教徒の
中に命脈を維持せること恰かも萬縁叢中紅一點の觀あり今しもカナ
ヲル師の來るに會ひて宛ながら幼児の慈母に逢へるが如く欣喜雀躍
し師も亦た山口の奉教人が國主毛利氏の待遇するにも拘はらず善く
信仰を守りて本分を失はざりしことを喜び且つ稱讚し山口に滞留す
ること三箇月に及びける

國主毛利氏は曩に將軍の命書ありしより以來天主教徒に向て不法の

虐待を爲すが如きことはあらざりしも尙ほ公教の傳播を忌む事は前
日と異なる所なかりきさればこそ宣教師等も山口を度外に置いて布教
せざることを殆ど廿年の久しきに及べりしなれ勢ひ斯の如くなればカ
プナル師も山口に於て公然説教する事なく只た日々の勤行と奉教人
等に教を説くの外はなかりしかど天主は奉教人等の手を假て暗々裏
に教を布きたまひカプナル師の山口に滞在せるうち乞ふて洗禮を授
かれるもの多く佛僧も四人打揃て師に洗禮を授かれり是は信仰の深
き一女子の爲めに感化せられしなり

山口市中の豪族にして品格たかき何某なるもの一日カプナル師を訪
て洗禮を授かりたしと云へりしに師は其人に向て信仰の心を起した
るは何故なるやと尋ねしかば其人答へて曰らく——抑も予が基督の
教に心を傾け洗禮を受けんとするに至れるは極めて深き仔細こそあ

れ山口の信者にマテオと呼べる人あり至て貧しき暮しを爲し僅に橋
 針等の小細工品を賣り歩き漸く其日の糊口を爲しけるが彼れ行商の
 傍ら到る所の家に於て必ず公教の事を語るを常とし一日マテオ予が
 家に来り商法の傍ら例の如く公教の事を説けり予は熟ら其言ふ所を
 聞くに人として歸向すべき宗教は唯一の天主教より外にはあるべか
 らず天主の聖旨を守るものは必ず安心立命して不朽不滅の幸福を享
 け之れを遵奉せざるものは地獄に墮落して不朽不滅の苦難に遇ふべ
 しと云ふ予は之れを聞きて眞理の在る所を玩び坐に感奮して信仰の
 志しを起し直に吾家の偶像を火中に投じて偶像教の虚誕を信せざる
 の意を表したり家人等は予が此舉動を見て狂氣の沙汰と爲し皆な心
 配して立願ける様子なりしかば予は靜に家人等を訓して拜像教の眞
 理に悖れることより公教の道理に適へる事を語れり斯と聞く佛僧等

は予が偶像を焼けりしを以て罪と爲し之れを國主に訴へしかば予は
 國主より下問せられしが明瞭に事の顛末を具申し己れ天主教の信者
 たらんと熱心するを以て宇宙の間に唯一の信仰すべきものは天主の
 外あることなしと答へたり國主は予が決心の堅固なるを感じ若し汝
 が天主教の信者たらんと欲するならば其意に任すべし然と公事に竭
 すべき務を缺く事なかれと云はれたり之れ予が洗禮を受けんとする
 に至れる次第なり——とカプラル師は此始末を聞き大に其熱心を感じ
 喜し又天主教が賤民の口を借て冥々の裡に人心を感化したまふの奇
 特を感じ聽て其人に洗禮を授けしが其人は後に尙ほ一人の隣人を勸
 めて改心せしめカプラル師より洗禮を授からしめぬ、
 又た此頃山口にトビヤと名くる盲人ありけり此人吹笛の妙を得て常
 に貴顯紳士の家に招かれ僅に奏樂の謝禮を得て生計を營めり然と其

心高尚にして音楽を媒介に高貴の人を信者たらしめんとし何れに招
 かるゝも其藝を奏し了て公教の要理を説かざる事なく特に誠心より
 出で極めて叮嚀に説けりしかば人々感動せざるなく後には何れに
 至るも欣然としてトビヤの説を聴くに至れりトビヤは常に佛徒と討
 論すること好めるゆゑ之れを見聞せんとて佛僧との問答を求むる
 もの多く其度トビヤ壯快の辯を以て佛僧を論破し嘗て鬪論に於て敗
 北を取りし事なし之れに反して佛徒は度毎に一盲人の爲め敗を取り
 衆人の笑ひを買へることを無念に思ひ如何にもして之れを恢復せん
 と企て遂に幻術者眞言宗の僧侶山伏の如きものを指すを語ひ若し能
 くトビヤを調伏し又た天主教徒を窘めて世人の信用を失はしむるこ
 とを得ば謝禮として莫大の金品を興ふべしと約し或日トビヤを挑み
 出して或る大家に來らしめ別に人々に吹聴して夥多の見物人を集め

今日こそは此討論場に於てトビヤに怨を晴し呉れんすと臆断けり此
 日は山口の貴族數人も論場に來りて傍聴席に就けりしが既に準備も
 整ひトビヤと僧侶は論場に表れ佛僧トビヤに向て第一問を試み次で
 二問三問と始終トビヤは佛僧の難問を受けたり然るも盲目にこそあれ
 心に煌々たる天主の教を認めたるトビヤは是等の難題を物の數ども
 せず雄辯滔々流水の如く一々義理を明かにして問ふ所に答へ遂に佛
 徒をして口を緘ぐに至らしめたり此時佛僧の頼に因り論場の片隅に
 控へて在りし幻術者は此所を己が魔力を以てトビヤを調伏すべき所
 なりと思ひやをら身を起して爲す所あらんとす斯と知りたるトビヤ
 は初めて佛僧等が幻術者の手を借り魔鬼を使ふて己れの精神を惑亂
 せん巧計なりと覺り少しも驚ける色なく却て幻術者を嘲弄して曰ら
 く——汝等如何に吾を害せんとするも吾に於て何かあらん假令汝等

地獄の魔軍を擧げて來るとも吾は之れを見ること猶ほ蚊虻を見るが如けんのみ、汝等の一心不亂に信仰せる惡魔の神は、其全力を竭すも吾等基督の信者に向ては、竟に何事をも爲し能はざるなり、汝等此理を覺り、而る後に於て吾に當れ——と、胸中で豪膽なるトビヤの擧動に佛徒も幻術者も氣を奪れて、呆然自失せるのみ、遂にトビヤに向て一害をも加ふる能はず、佛徒は重ねぐの失敗に狼狽し、果は幻術者に向て其失策を責め、之れが爲めに幻術者は恐れて戰慄くのみ、佛徒は遂に己が過を後悔して罪をトビヤに謝し、向後抗論を爲さず、又た幻術者を使用せざるべしと誓へり、佛徒は斯く幻術に依頼して公教徒を窘なめんとしたりしかば、敗れを採りて人々の信用を失ひ、公教は一層其光輝を放て大に名聲を隆くしたり、之れ當時山口に於る著名の出來事として人口に膾炙する所なり、

各地聖
教の昌
盛

織田氏
亡びて
豊臣氏
立つ
259

借もカブラノ師は山口に三箇月滞在の上、此地の信者に別れて大村に至り、其後は豊後其他を巡歴して専ら布教に熱心し、其間には印度より續々宣教師渡來して、夫のワリニヤノ師の如き亦た此頃來航し、俱に共に布教に盡力したりしかば、天正十年に至て九州と近畿の公教は恰も旭日の勢を以て教域を擴張し、織田信長は非常に宣教師を庇護して布教に便宜を與へ、石田三成の如き亦た熱心なる信者として盡せる所あり、勢ひ已に斯の如くなれば、公教は次第に上流社會にも布かれて、大村の領主等三諸侯は遂に使臣を羅馬に遣り、教皇グレゴリヨ第十三世に奉教の禮を捧ぐるに至りぬ、
此間國內は少時も劍戟の止む事なく、織田信長は已に關東近畿を平げ、羽柴秀吉をして頻に西南を討伐せしめ、遂に毛利輝元と兵を交へ、勝敗の數未だ定まらざるに、天正十年五月、明智光秀の爲めに弑せられたり、

茲に於て乎、秀吉は輝元に和を請ひ、京都に遷り、忽ち光秀を討ち、尋で織田信孝を攻めて之れを殺し、自ら織田氏に代て天下の事を掌り、天正十三年七月關白に任せられて姓を豊臣と賜ふ、

後陽成
天皇即位

此年十一月天皇讓位皇孫寶祚を嗣ぎたまへり、之れを後陽成天皇とす、從是以前薩摩の島津肥前の龍藏寺、豊後の大友の三氏相互に侵伐して干戈の熄む時なく、天正十四年十二月島津氏大舉豊後を襲ふて諸城を拔き、其翌年秀吉兵十五萬を率わ、島津義久を伐て降伏せしめ、越て天正十七年秀吉大兵を出し、北條氏政を小田原に伐ち、爾後國內靜定して豊臣氏の名聲四方に震ひ、天正十九年に至て秀吉朝鮮と干戈を交へ、慶長三年に至て惣み、此歳秀吉薨去、徳川家康天下の事を處決するに至れり、

秀吉薨
つて徳
川氏立

世は斯の如く打續て兵亂ありしにも拘はらず、公教は日に月に榮ぬ、大

天正十
八年の
聖教信
者

に異教の地を開拓し、天正十八年に至て天主教の神父宣教師百三十八人の多きに及べり、是等の一人々拮据精勵布教に盛力し、遂に日本の地に六十萬餘の奉教人を見るに至れり、フランセスコ、ザベリ、聖師の日本に來て鹿兒島に上陸したりしより、茲に廿九年、聖師を初め諸宣教師幾多の辛酸艱苦を嘗め、天主の惠護を得て、這の旺盛を來し、なり

山口の
聖教

山口の公教徒は嘗てカブラル師の巡教に遭へりしのみ、其後は兎角國主毛利氏に壓制せられ、各地には新來の宣教師を配置せらるれども、山口ばかりは傳道に着手する人なかりしが、天正十七八年の頃に至て、豊臣秀吉の重臣小寺の斡旋に因て、毛利氏は全く豊臣氏に屬し、小寺は公教の信者なりしゆゑ、毛利氏の豊臣氏と和睦したるを機として、山口に於る公教の自由につて、毛利氏に説く所ありしかば、毛利氏は遂に領内に布教自由の免狀を出し、其上山口、下ノ關、伊佐の三地を限りて宣教師

の居住を許したり、これより山口の公教は再度振興し漸次に領内各地に傳播し中にも長門なる阿武郡福井紫福明木大津郡井上地方には數多の信者あるに至れり、慶長二年山口の神父より本國に通信したりし書翰に依りて見れば、其時山口には市中に二箇所の教會ありて市中の信者五百名に餘り、領主は公教徒を待遇すること寛大にして下ノ關には新に神父二人の居住することを許し、且つ之れに住家を與へたり、慶長八年廣島より一人の神父山口に來りて傳道に従事したりしが、此頃山口にては益々信者を増し、且つ武士にして奉教人たるもの多かりしと云ふ、此年國主輝元京都より歸り、公教に對して少しく壓制の端を啓き、武士にて熱心なる奉教者能谷豊前守に命令して公教を棄てしめんとし、兎角公教の根を絶たんことを欲したるが如し、輝元は豫て佛教信者なりしが、此頃より故らに佛僧等を愛護すること甚しく、佛僧等は之

山口教會に付ての話

れを好機として國主に公教を嚴禁せしめんとしたりき、輝元は關ヶ原の事より領地を減じ防長二州の藩主と成り、萩に新城を築かんと企望ありしにより、山口には定れる館なかりしかば、高嶺城の守備佐世長門守自己の邸宅を明けて輝元の館に宛てしめ、佐世は山口教會の地内なる神父の住家を押領して、此所に住居を定めたり、此傳道場は昔時ザペリヨ聖師の開きたる所なるに、國主が公教排斥の色あるを見て遂に家來等の蹂躪する所となれり、茲に最と笑ふべきは佐世長門守教會の地内なる神父の居宅に移住し、天罰を恐れて聖堂の四方を竹柵にて圍めりしが、或日長門守の妻なるもの魔に憑かれし如く、神病に罹り、家内一同の驚愕一方ならず、早速易者に此不思議なる病氣を占なはせたるに、易者の曰く「病氣の源因は天神の祟れるなり、祭するに教會の境内に於て悉に居住したるにより、天神の怒りたまへる

ならん——と茲に於て乎、佐世長門守は大に恐怖し、萩に建築中の屋敷

神父業
福に退
去す

を急に落成せしめ、忽々引移れりとぞ。山口の教會神父は居家を佐世に奪はれて、阿武郡紫福村に赴き、此地に在る多數の奉教人に教を説く爲め暫く滞在したり、此間山口の教會は盲人にて熱心なる信者ダミヤノなるもの萬事を管理しつゝありしが、

山口の
致命者

慶長十年七月に至て威勢ある奉教人熊谷豊前守、其家族百餘人を併せて國主の爲めに殺戮せられ、次でダミヤノも亦た殺されたるなど、國主は徳川氏の意に任せて飽まで公教の根を絶たんと試みたり、此殉教の報告廣島に聞ゆるや、山口の信者を慰問せん爲めに早速一人の神父山口に来るべき都合なりしを、山口の奉教人等は又々危害の神父に及ばんとを恐れ、廣島の神父の許へ暫く来る事を見合すべしと通じたるに、より神父の代理として二人の傳道師廣島より密に山口に来れり、國主

人心毛
利氏に
離る

輝元は熊谷豊前守を誅伐したれば、公教徒を怖れを抱きて、自然信仰を捨つるに至るべしと思ひ、後は奉教人の事を其儘に棄置けりしが、奉教人等は此様を見て早速廣島に通報し、神父を山口に来らしめて人知れず信者の家に住はしけり。國主輝元が前後二回に於て公教徒に加へたりし無殘の處刑は、天も人も俱に惡む所神の咎めは目のあたり其身に加へられたり、其は熊谷豊前守一族の殺戮せらるゝや、一般の士族公教の信者たるも否とを問はず、齊しく豊前守の死するまで志しを變へざりし義氣を感じ、又た國主の餘りと云へば殘酷なる手段を以て之れを罰したりしを怨み、内心國主を敬ぶ情は失せて之れに際くもの多く遂に斯る主君に仕ふるを潔よしとせずして國を出奔するもの數十人に及び、家老佐世長門守の如きも出で、堺に還れたり、茲に於て乎、國主も遂に落膽し、先に國外へ放

逐したりし熊谷豊前守の一族四人を宥して以前の如く侍士に復し且
出奔せる武士をも呼戻して曷に臣下の歡心を買はんとに力たりき、
殉教者の血は奉教人を培養して之れが爲めに周防長門の奉教人は益
す信仰を堅め其間神父も亦た窮に二州を數度巡回し、感蹟を奉教人に
授けて勵ましぬ、

慶長十一年

慶長十一年一名の神父廣島より來りて周防を巡回したりしが此時三
名の歸向者ありて之れに洗禮を授け又た是迄告解を果さいりし信者
の爲めに多くの告解を聞けり山口の信者は長く壓制の下に在て毫も
信仰を怠らず其中に七十有餘の老女ありしが此は五十年前フランセ
スコ師に洗禮を授り此時まで告解する時機なかりしと云ふ、
當時國主は萩に在り山口は神父巡教して信者數多あるよしを聞き大
に憤怒しながら萩より山口まで出張し臣下に命じて嚴しく教徒を吟

後水尾
天皇即位

味せしめ山口の勢力ある信者ヲヤニボ狩野半左衛門其弟ヲニスチノ
與五郎の二人を捉へ遂に與五郎を殺さしめぬ、
慶長十七年後水尾天皇即位元和元年徳川家康大阪の城を攻め豊臣氏
は滅亡したり此役毛利輝元は子の秀就を先鋒として兵を大阪に出し
徳川氏を援けて功あり翌元和二年徳川家康逝去し秀忠の繼ぐに至り
て毛利氏の禁教は益す嚴しくなれり然と之は徳川氏の殘酷なる命令
より出たるものにて餘儀なさ次第なりとす此年信者の萩に於て殺さ
れしもの四名あり翌元和三年ホルロ神父と石田アントニヨ神父の二
人周防長門を巡回し深く信者に信仰を勧め國主が如何なる壓制する
とも飽まで之れを忍ぶべしと諭したり此時も奉教人なる士族數十人
萩城中にて國主より譴責せられ其中十五人は島流の刑に處せられ其
翌元和四年も萩に於て五人の殉教者ありき、

元和七年(千六百二十一年)バプチスト神父廣島より來りて密に周防長門を巡回し三州に數箇月間滞留したりしが其は昔時ザベリヤ聖師の寄留したりし教會にて此時は未だ聖堂等其儘に存し山口の信者は實の如く之れを守りて居り又た萩の教會も甚だ盛大にして凡らぬ國主の壓制に少しも屈する事なく却て數多の殉教者ありしために益す信仰を堅め居れるを此事はバプチスト神父の書翰に詳しく記されたり斯てバプチスト神父は萩より船にて伯耆に渡り伯耆美作を経て四國に渡れりしが此旅行中神父は非常の艱苦を嘗め甚しきに至りては八里の道を四澤にて歩きし事ありと云へり以て此頃禁教の如何に嚴しかりしを窺ふべし

元和八年(千六百二十二年)安藝に隠れて在りしホルロ神父中國を巡回し九箇月間に十二箇國を歴遊したりしが其時ホルロ神父は周防の信

嚴禁の

者を慰め信仰を勵ますや山口に於て豊後國主大友清時の子孫に逢へり此女は靈名をマヤサリと云ひ山口の士族の家に嫁附てありしが熱心にも異教人申にて堅固なる信仰を有ちつゝありしと云ふ

元和九年徳川家光大將軍に任せられたり此年播磨に隠れて在りし神父五箇月間山陽道を巡回し周防長門に來て信者を慰めし事あり寛永二年ホルロ神父山陽道を巡回し山口へも來れり此時山口の町外に在る宮野に於て昔時フランセスコ聖師の寄留したりし家を認めしが此家の側に一の家あり其頃會堂に用ひられし所なりとて奉教人等は熱心に之れを守りて居れり神父は——卿の足の止まれりし所に於て予等は禮拜するならん——と在るダビト聖人の聖詩の句を思ひ出で數多の信者を宮野の家に集め信者の前なる祭壇にてフランセスコ聖師の殘されたる聖書の表紙に粧飾を施しそれより信者一同に向ひ

宮野の古蹟

りて考ふるに奉教人ならざれば爲し得ざるは必見事に書附け如何にしても戯に人の刻めるものとは思はれず且つ此樹は人々相傳て耶蘇の木と呼び維新の後まで之れを見るに付けても尙は身震したりし程なりと云ふ之れ疑ふべくもなく奉教人を埋めたる跡にして時の壓制に恐れ斯は生木に僅か計の印を痕したるものと察せらるるにても斯る有様より人々の之れを見るに慄然したりし事なき思へば如何に奉教人が苦しめられてありしかを知るべく尙は他の奉教人の古蹟を認め得る事あたはざる所以をも知るに足らん嗚呼防長の古昔に於る予等と同じ道の兄弟予等は卿等と時を異にしたる兄弟の義務として又た卿等が壓制時代の苦しみ堪へたりし義節を思ふに付けて卿等を追慕ふことも一方ならざるなり春草は歳々に緑濃かに秋花は年々紅鮮かなるも卿等の徳を納め在る所は漸次に苔蒸されて今は訪ふ

聖教の復活

人の跡だに失へり傷心かな然は云へ傳道の祖師フランセスコ聖人を始め諸兄弟等の古蹟は天主の憐哀に因て早晚見當るべき時あらんと頼母敷思はるゝなり二百三十年の禁教に因て一旦公教の表面は消滅したりと雖も夫のポロ聖人が——昨日より今日に續き玉ふ——と言ひ貽せし金言の如く教會の起原は天に在るの證據顯然として現はれ明治維新の後——今上天皇陛下が公明の聖斷に因て禁教を解かれ即ち明治五年五月を以て日本公教會の復活を得たりそれより明治二十二年憲法を發布せられて茲に日本國民は信教自由の皇澤に浴し全國に於ける天主公教は恰も旭日の勢力を以て屢々三百年前の教域を復古し山口も亦た花咲く春に逢ひて明治二十年一個の天主公教會を見るに至れり今や周防長門の各地に數多の奉教人を得且つ諸所に傳教の會堂を見る之れ全く天主の矜憐に出でたるものとして喜び且つ

日本國人たる卿等は此大使徒フランセスコ聖人の執奏に依て天主を
禮拜すべし——と告げ一同拜禮の式を爲したりと宮野に在りしは
聖人が山口に在りて宮野村に傳道せられし時の會堂にて山口の教會
とは別なり

毛利輝元
元逝去

此年四月國主毛利輝元逝去し養子秀元襲げり

明正天

寛永七年明正天皇即位同八年毛利秀就秀元に代て國主となれり

皇即位

寛永十年秀就臣下に命じて嚴しく公教の信者を吟味し福井明木井上

毛利氏
の教禁

(今の大津郡伊上山口の奉教人を捕へて火刑に處したり越て寛文十五年六月再度兩國の奉教人を搜索して之れを捕へ且つ士族にして奉教人多かりしかば是等に嚴しく説諭をなし今後公教を信仰せずとの誓書を出さしめたり此時誓書用紙は萩城内に在る宮崎八幡宮春日神社の午王寶印紙と云へるを用ひしめ同社の神主は此紙一枚を錢三文宛

防長の古蹟に
付て

にて賣れり(此一項山口縣史に見ゆ)

國主の禁教は遂に斯の如く嚴重なりしかばざしも多かりし防長の奉教人も信仰を隠して外へは表さず心裡に天主の教を守るに至れりしが歲月を経る中に早晚其系繼を失ひ二百五十年を経て今日に及び其子孫と雖も祖先の守れりし教を忘るに至りぬ又た此二百數十年に於て山口其他に於る古蹟も悉く湮滅に歸しフランセスコ聖人の故事に付て有名の山口は只に其名の残れるのみにして一の古蹟だも見るを得ざるは返すくも遺憾の至りと云ふべく隨て古き奉教人の墓碑の如きも之れを尋ぬるに由なく現にピリヨメ神父が近頃萩東光寺の境内に於て認め得し一個の墓碑は二百年を経たりと思はる、椋の大木に十字架の印を刻みたるものにて最と年代を過さし、ものど覺しく十の字なりに樹の皮を巻込て一種の奇觀を呈しつゝあり其字畫によ

りて考ふるに奉教人ならざれば爲し得ざるはと見事に書附け如何にしても戯に人の刻めるものとは思はれず且つ此樹は人々相傳て耶蘇の木と呼び維新の後まで之れを見るに付けても尙ほ身震したりし程なりと云ふ之れ疑ふべくもなく奉教人を埋めたる跡にして時の壓制に恐れ斯は生木に僅か計の印を痕したるものと察せらるるにても斯る有様より人々の之れを見るに慄然したりし事なき思へば如何に奉教人が苦しめられてありしかを知るべく尙ほ他の奉教人の古蹟を認め得る事あたはざる所以をも知るに足らん嗚呼防長の古昔に於る予等と同じ道の兄弟予等は卿等と時を異にしたる兄弟の義務として又た卿等が壓制時代の苦しみ堪へたりし義節を思ふに付けて卿等を追慕ふと一方ならざるなり春草は歳々に綠濃かに秋花は年々紅鮮かなるも卿等の櫃を納め在る所は漸次に苔蒸されて今は訪ふ

人の跡だに失へり傷心かな然は云へ傳道の祖師フランセス聖人を始め諸兄弟等の古蹟は天主の憐哀に因て早晚見當るべき時あらんと頼母敷思はるゝなり二百三十年の禁教に因て一旦公教の表面は消滅したりと雖も夫のポロ聖人が——昨日より今日に續き玉ふ——と言ひ貽せし金言の如く教會の起原は天に在るの證據顯然として現はれ明治維新の後——今上天皇陛下が公明の聖斷に因て禁教を解かれ即ち明治五年五月を以て日本公教會の復活を得たりそれより明治二十二年憲法を發布せられて茲に日本國民は信教自由の皇澤に浴し全國に於ける天主公教は恰も旭日の勢力を以て屢々三百年前の教域を復古し山口も亦た花咲く春に逢ひて明治二十年一個の天主公教會を見るに至れり今や周防長門の各地に數多の奉教人を得且つ諸所に傳教の會堂を見る之れ全く天主の矜憐に出でたるものとして喜び且つ

深く天主に謝する所なり。

(三) 山口の血痕 (鮮血時代の山口)

嗚呼鮮血時代

日本開闢以來の歴史に於て凡そ殘虐の極まれるもの悲惨の太しきものは予輩が日本公教の史に鮮血時代と稱する事實より過ぎたるはなし即ち豊臣秀吉自己の暴慢謬見よりして西班牙人を以て日本を覬覦する者とし、又たフランセスコ會の日本傳道を以て其媒介者とし、遂に慶長元年二月宣教師奉教人等二十六人を長崎立山に磔殺しつ之れを初めとして徳川幕府二百數十年間天賦の人權を拘縛し、信教の自由を暴壓するのみならず、世々公教の徒を待つに毒及妖火を以てし之れが爲めに宣教師奉教者等の殺害せられたるもの前後數千を以て算ふるに及び、而も刑を行ふの酷なる、白刃に首を斷つもの稀にして概ね磔刑木上に虐殺し、猛烟火裡に焚殺し、甚しきに至りては、及に四肢を斷ち

て之れを燒棄したるもの、或は冬天雪池に投じて之れを凍殺したるものあり、特に父母を合せ、妻女を併せ、稚兒も尙は洩らさずして之れを殺すに至つて、慘も亦た極れりと謂ふべし、此未曾有の一大慘劇に於て公教の徒が日本の土に濺ぎたりし鮮血は、宗教に在て乃ち眞理は最後の勝利者なりとの格言を證明し、夫の黄金の爐中を出て、精轉鮮明なるが如く、猶ほ公教の、公明正大なる眞理を將來の國人に認識せしむるの基礎となれりしは、今日東洋殊更日本に於る公教の盛況に見て、覺知すべし、斯の如く鮮血時代に於る悲劇の結果は、反て公教の部面に於て將來の盛榮を促がしたり、之れを譬ふるに、殉教者の血と涙とは公教を培養する種子たり、肥料たることを得たりしが、之れに反して這の大逆事が日本と云ふ國家と人民とに及したる、不利益大損害は實に言ふべからざるものあり、西人は毎に曰ふ——徳川幕府が公教を嚴禁したりし爲

めに、日本の開化は二百餘年の遲滯を來したり——と寔に然り、夫の足
 利氏の末葉に於て我邦の文明は公教の傳來と共に曙光を放ち、豊臣氏
 の盛時より徳川覇府の初めに至ては公教の盛昌に伴ふて社會開明の
 度も著しく進めり、先づ海外に於る邦人の眼界が廣潤となりし一事に
 ても氣膽の宏大なるを致したること少々にあらず、其他道德の進める
 より人々の品位を高尙にし、隨て教育美術工藝の發達を促したる等、吾
 邦文明の基礎は業に已に當時に於て確然として定れるものあり、若し
 夫れ其風潮に依て數十年を経たらんには、吾邦は已に徳川氏の初代に
 於て燦爛たる東洋の一大文明國を成したりしならんに、徳川氏の頑冥
 陋固なる單に宗教に於て斯る暴壓を加ふるに止らず、三百年鎖港閉國
 の結果は國民智識の發達を拘制し、可惜世界の開明に二百餘年の後れ
 を買はしめたり、蓋し夙に奉教人等が國利民福を興振せんとし、諸種の

工業物品と製造器械を海外に仰ぎ、或は是等の教育を發達せしめんが
 爲めに書籍を購じ、又は技藝を修めんとするもの多かりしかと、悉く徳
 川氏の障害阻遏する處となりて止みぬ、夫の文明の誘導者たる活版器
 の如きも、奉教人によつて傳へられんとしたりしに、幕吏の嚴禁する所
 となれりしとぞ、斯の如く一方に道德民權の開導者たり、一方に國利民
 福の經營者たる公教の徒が、却て毒刃を以て迎へられ、妖火を以て遇せ
 られたりし暴酷は言はずも、斯の悼むべき鮮血時代ありしが、爲めに國
 の開明に這般の一大損害を招けりしは、豈に千古の遺憾にあらざるな
 しか、予豈日本公教の由來を顧み、其鮮血時代を慮ふに至ては、殉教者の
 爲め、且つ我邦家の爲め、天を仰いで浩歎せずんばあらず、今や山口の教
 史を編み、防長の鮮血時代を敘するに際して、平生の所感激發し、竟に言
 の此に及びたるを覺せず、以下防長に於る殉教の事蹟を大畧列記すべ

致命者
熊谷元直の事

(一) 熊谷元直及其一族の事 關ヶ原の大戦徳川方の勝利に歸し、毛利輝元は封土十國を削られて防長二州の大守となり、地を長門の萩に卜して此所に新城を建築せんとしたり、此頃輝元の重臣は熊谷豊前守元直と云へる人あり、初め毛利秀元(輝元の養子)山口の領主たる比より之れに仕へて山口に在り、關ヶ原の大戦落着して輝元防長の二國を領するに至り、秀元は長府に移りたれども、熊谷豊前守は尙ほ山口に在りて、佐世長門守元嘉等と共に高嶺の城を守衛したりしが、夙に公教の眞理を認め、在來の宗旨を棄て、洗禮を受け、名もメルキヨオルとぞ與へられける、慶長八年春宣教師一人廣島より來りて山口に傳道しけるうち、熊谷豊前守其同僚と國主輝元とに對して信仰の事を論じ、非常の熱心と

威力を示せる事あり、其は或日佐世長門守と熊谷豊前守と出會したるに、佐世は日頃熊谷の奉教人なるを快よからずや思ひけん、此日口を極めて公教の事を誹謗し、且つ奉教人たる小西攝津守行長が關ヶ原の合戦に敗北したる事などを例に取り、天主を信するものは斯の如き凶事ありと語りたるにより、熊谷も黙しがたくして種々公教の要理を辯じ、且つ天主を信仰するは決して戦争の勝利を占めん爲めにあらず、現に毛利輝元は吾國の所謂敬神家にして熱心に神道を尊敬する人なるにも拘はらず、關ヶ原の一戦徳川家康の爲めに敗られしにあらずや、其他英勇傑が神を敬して戦争に敗北したる例は少なからずとて其例を擧げ、戦争と公教の關係なき事をも説明したり、佐世は返す言葉なくして自己の疎忽を詫びたれども、熊谷は尙ほ堪へがたくてや、刀の柄に手を掛けんとしたるを他の客人に止められて、漸く無事に静まりしが、此

時熊谷は佐世に向て懇ろに終りの疎暴を謝し、且つ此一事に付て尙は
足下の怒りを解くに至らざれば、異日奉教人等の前に於て予を殺すべ
し予は従容として足下の殺す所に任せんのみ、と首を垂れて云へり、佐
世は熊谷の舉動に毫も怒りを含まず、雙方打解て佐世は熊谷に向ひ、予
は示來公教の信仰を自由ならしめん爲めに盡力すべしと約して分れ
ぬ、

此時國主毛利輝元は京都に上りて不在なりしが、日を経て山口に歸り
種々公教の事に就て或者の讒言を聞き、斷然禁制せんとし、先づ熊谷豊
前守を初め奉教人一同に對し、祖先の宗旨を改めしこと不都合なれば
速に西教を捨て在來の宗旨に歸るべしと命じたり、熊谷は國主輝元に
向ひ——國主の命は何事と雖も敢て背くべきにあらず、併しながら宗
教の信仰は假令何者の威力と雖も奪ふ事は出來まじ、元直の公教を信

仰する事を以て罪と爲ば乞ふ速に元直を刑罰せらるべく、即ち元直は
斯る罪惡を以て此度死刑に處分すると市中に公告し、積多をして元直
を三度引廻さしめ其上にて討果さるべし——と憶する色なく言放ち
て國主の前を退きしが、尙ほも己れの意の國主に貫徹せざる所ありと
や思ひけん、歸宅後答辯書を作りて之れを國主に捧呈したり、國主輝元
は熊谷をして改宗せしめんと三度使者を豊前守の屋敷に遣り、公教を
信仰するは不條理なりと責めたれど、豊前守は已に刑罰せらるゝまで
もと決心せし信仰鐵石の如く、さしもに強き國主の威權も之れに對し
ては施すべき手段なく、止を得ず此事は暫く拾置けり、
國主輝元は深く佛法を信じ、八宗の寺院を悉く保護したりしが、熊谷豊
前守の事ありしより一層佛徒に加擔し、且つ佛僧等の勸めにより、今一
度熊谷豊前守に改宗を促し、尙は聞かざれば斷然死刑に處すべしと決

心し程能き機会もがなと嘆ちつゝありしに、計らずも熊谷を罪すべき
 恰當の口實を得たり、其は慶長八年より萩に毛利氏の新城を築き、同九
 年工事竣功して十一月國主輝元は此城に移りたるが、尙ほ城の外部の
 工事落成せざりしかば、家臣等夫々監督して工事を急げるうち、工事の
 監督を爲せる増田玄番頭元群と天野五郎右衛門元信との間に紛議を
 生じ、繼れに繼れて解けざりしが、天野元信は熊谷豊前守の婿なるによ
 り、熊谷は此紛議中に立入て雙方を仲裁し、遂に紛議は互に愉く解けた
 れども、彼是するうち城の工事を二箇月計り中止したる廉を以て、國主
 は熊谷豊前守に工事の監督を命じ、増田天野の兩人に代らしめんとし
 たりしに、熊谷は深き事情ありて直に萩へ赴く事を得ざれば、暫時猶豫
 ありたしと歎願したり、之れ豊前守に在りては實際止むを得ざるに出
 て、敢て國主の命に従はざるにはあらねど、平素豊前守を罪せんと俟ち

つゝある國主輝元には屈強の口實にして、主命を拒むの科を以て豊前
 守は直に討果當時之れを御討果と稱せしとぞと定まりぬ、
 慶長十年七月二日千六百五十五年八月十五日恰も聖母被昇天の祝日に當
 り國主は急に二人の重臣に足輕千人を附して山口なる熊谷豊前守の
 屋敷を圍しめ、柳澤三左衛門と僧侶ミヤウギヤウシヨ(妙壽寺ならん山
 口江良にあり)の和尚とを使者として元直に人質を渡すべしと命じた
 り、使者は熊谷の屋敷に至り、人質を渡すべしと命じたるのみにて刑罰
 の事は更に言はざりき、之れ處刑と聞けば熊谷の抗争せんことを恐れ
 てなり、熊谷は使者の命に従ひ其孫與三郎(靈名マヌエール)を人質とし
 て渡したり、此與三郎は毛利家に縁因あるものなれば之れを人質とな
 せしなり、斯て熊谷は事の始終を考へ、逆も免がれざる所と覺悟しつ、寧
 る己れ國主の前に引かれて飽までも信仰の堅固なる誠心を國主に示

すべきかど考へしが邸宅の四方は絶す武士を以て取圍さつゝあるを
 見て愈々殺害せらるべき時の眼前に逼れるを知り其夜は終夜聖像の
 前に跪きて最後の祈りを爲したりしが熟々事の顛末を願慮して如何
 にも無辜の刑罰なりと思ひ一度は槍を執て已に脱り出でんとしたり
 しかど再び思ひ返し遂に信仰の力を以て鬱勃たる憤怒を抑へそれよ
 り心靜に臨終の支度を爲したりける、
 明くれば三日の朝二人の侍士桂元綱三上元忠なり足輕を率て豊前守
 の邸宅なる奥の室に打通り國主の使者として元直に申渡すべき事あ
 りと言へり熊谷は片手に繩を持ち片手には祈りの用意に念珠を把り、
 謹しんで使者に會釋すれば使者熊谷に向ひ國主の命なりとて第一は
 天野元信等の爭論に關係し剩へ國主の命を直に承けざりしこと第二
 は國主の意に背きて外教を信すること此二ヶ條によりて切腹を申付

らるゝの意を達したり熊谷は恭く聞き終り漸く首を擡げて使者に對
 し——此身奉教人なるにより腹を切る事は爲す天主を信仰する身と
 しては自殺は許されざる戒なり此上は國主の存意にて如何なる處刑
 なりども受くべければ各位へ宜く頼むなり——と云ひ了て片手の繩
 を使者に渡し頻りに捕縛を頼み——願くは予を固く縛して國主の前
 に出し且つ市中を引廻して予の罪を耻かしめたる上國主の前に於て
 殺されよ——と云へりしかど使者熊谷の言ふ所を聴かざりしかば熊
 谷は奥の一室に入り紋附羽織の禮服を着し出て聖像の前に跪き涙な
 がら天主に祈禱しそれより使者の前に來て首を低垂れ願はくは下卒
 の刀に附して刎られよと云へり使者も止を得ず下卒をして之れを斬
 らしめ首を國主に差出したる國主輝元は更に家臣に命じ元直の妻女
 子孫より家來に至るまで悉く殺戮して其死骸は燒棄にせしめ且つ熊

谷の婿天野元信一家の者をも残らず斬殺さしめしにより、熊谷天野の
 兩家にて殺されしもの百餘人に及び、獨り毛利家に縁故ある與三郎マ
 ヌエールのみ残されたり、熊谷豊前守此時五十歳、其死に至るまで信仰
 の堅固なりし事情は直に長崎なる公教徒の耳に入り、更に長崎の宣教
 師より詳しく羅馬に報道せられしが、皆な其擧の無残なるを悼み、豊前
 守の擧動を譽めたいへぬ、熊谷元直は元藝州某地の領主にて有名なる
 武家の子孫なり、十八歳にして洗禮を受け、領地に於て數多の人を勸化
 し、且つ天主堂をも建立したりし事ありしと云ふ、之れを即ち山口に於
 る殉教の最初なり、
 嗚呼熊谷豊前守元直は尋敬すべき人なるかな、斯る勇氣と信仰を以て
 耶穌の爲めに苦しみ、遂に命を捧ぐるに至りしは我等公教信徒の名譽
 と云ふべきなり、何れ其屍の納められし所あるべし、我等の特別の企望

山口縣
 史畧の
 記事

は墓を探り得て先祖の光榮を表し、我等の信仰の鑑として長しへに保
 たん事なり、誰か其屍の納められし所を知る人あらざるか、願くは其を
 知る人あれかし、其を探り得ん人あれかし、
 熊谷豊前守の事は山口縣史畧にも記事の異なる節もあれば、左に其
 大意を摘記して参照の便に供せん、
 慶長十年七月二日熊谷元直、其婿天野元信及び中原善兵衛、三輪八郎兵
 衛の居宅を圍んで之れを誅し、天野元信は其子四人を并せて殺さる、豊
 前守の一族たる熊谷元實、同元吉、天野元信が一族たる天野元因、同元重、
 及び湯二郎、右衛門、牧野次郎、右衛門の籍を除て國外に放つ、尤も此内元
 實、元吉、元因、元重は後に容されて、蘇を賜ふ、此事たる今春指月城の二郎
 を築くに當りて、家臣等助設しける中、益田元祥、同景群の奴僕等熊谷豊
 前守が受持の場所に立入て石を竊み取りし事あり、其時熊谷の婿たる

天野元信彼の奴僕を捕へて益田の家人栗山三郎右衛門に手渡し、彼が前後三日の間に竊取せし石合數二千百荷を償はしむ、此時栗山の曰く當日の石は償ふべきも前日の事は確證なければ償ふべからずと遂に兵戸政慶、兵戸善左衛門尉等雙方の中に立入て調停を試み、石千五百荷を益田より熊谷方に償はしむる事に定めたるも、熊谷元直は之れに満足せず、益田元祥父子遂に彼の奴僕を誅し、其首を熊谷等に質檢せんことを乞ひ、且つ曰く盗人は已に其罪に處分したれば予等に於て石を償ふべき道理なし、これにて尙ほ濟まざれば國主の裁決を仰ぐに外なしと、是に於て天野元信、熊谷元實及び中原三輪牧野、佐波等連署して國主に訴狀を出し、これより結ばれて解けず、熊谷元直夫妻は佐波常陸介隆秀の女及び天野元信は常に己れの開闢を憑み、是より前きに屢々輝元に犯觸す、輝元は之れを觸みて遂に熊谷、天野を誅するに至れり、茲日

佐波善内も亦た熊谷の邸にありて殺害せらる、獨り熊谷豊前守の嫡孫二郎三郎元貞は、徳田元清元精は毛利元就の子にして伊豫守を拜し、備中國小田郡横谷村猿懸城の主なり、の女の産む所なれば死を免かれ、後に毛利秀元に仕へたり、右山口縣史畧の記事に於て天野と益田が争論の源因は詳しく知るを得、亦た此時殺害せられし人々の姓名をも詳らかにするを得たり、其記事の中熊谷元直屢々輝元に犯觸すとあるは、即ち元直が國主の命に従はずして尙ほ公教の信仰を守れりしを指せるなり、然ば此記事によりて見るも國主輝元は元直、元信等を誅すべき他の正當なる源因とてはなかりしなり、又た二郎三郎元貞とあるは、即ち興三郎マエエールの事にして、或は元貞に興三郎なる俗稱ありしならんか、因に云ふ熊谷天野共に其血胤今尙山口縣に在り、

(二) 盲人ダミヤノの事

熊谷豊前守が非道の刑に處せられしより山

口の奉教人等が次で心配したりしは、盲人ダミヤノの身上なりき。ダミヤノは堺の産にして妻と共に久く山口に住み、嘗て此地にて洗禮を授かりしが、此人才智ありて洗禮を授かりし後は人々の不思議に思ふは、早く教理を會得し、信仰の堅固なること、行狀の正直なること及び教理を説くの親切なること、宛ながら古聖人の風あり、此人は初め三味線を彈き、軍歌を誦ひ、人の施しを受けて僅に生活を爲せる身にありしが、信仰の徳に因りて山口教會の傳道者となり、後に神父山口を去りて紫福に赴きし上、ダミヤノは神父に代て山口の教會を管理し、信者の子孫に洗禮を授け、或は他教人に公教を教へ、又は死者の葬式に臨みて、祈禱を爲す等、何くれとなく教會の事に盡力せるを以て、神父は金を送りて、ダミヤノが生計の資に宛て、又た別に家を建築せしめて、ダミヤノを

此所に住居せしめ、且つダミヤノの家にも假りに聖堂を設けて、信者の集合する場所となしぬ。

斯かりければ、山口の奉教者はダミヤノの身上に映の及ばんことを思ひたりしが、果して熊谷豊前守等の殺されしより四日目に當り、國主輝元は熊谷天野の家祿を沒收せん爲めに、侍士二人を萩より山口に來らしめ、其翌日盲人ダミヤノを役所に呼出したり。ダミヤノは已に斯くも覺りて死出の覺悟を爲し、沐浴して衣服をも着換、二人の信者に伴はれて役所に赴けり。侍士はダミヤノと隨者二人を目前に引き、種々傳道の不可なるを責めたりしが、ダミヤノは已に覺悟を極めし事とて、毫も怖るゝ色なく、假令如何なる威權を以てするも、予等の信仰は奪ふべからずと、勢ひ強く答辯し、なかく撓むべくもあらざりしかば、侍士も所詮普通の手段を以て、慙しむべからずと思ひ、愈よダミヤノを死刑に處

する事に決定したり、左るにても二人の従者を前に置き、殺害する。さば世人の恐怖を招くべければとて、二人は夫々自宅に歸らしめ、其夜半ダミヤノを馬に乗せ、僅に提燈の燭を以て、密と役所を曳出し、追立て刑場なる一本松湯田に抵り、此所にて馬より御したるにより、ダミヤノは暫く天主に祈禱を爲し、自ら首を差出して、刎ねられたりしが、役人は無残にもダミヤノの死屍を數片に斷ち、其一部は川に流し、一部は山中に棄て、首と腕は刑場の門に捨てたり、斯と聞く山口の奉教人等は、大にダミヤノの終りを悲しみ、刑場に棄てられたる首と腕を収め、寶物の如く秘めて、長崎なる司教の許に送り、ダミヤノ此時四十五歳なりしと云ふ、ダミヤノの刑せられたる一本松の刑場は、今の監獄の門の前にて、此所に大なる一本の松の木ありしが、明治廿五年の大風の時に枯れ、廿九年の春に至て、取除られたり。

狩野兄弟の事

三) 狩野兄弟の事 熊谷豊前守と盲人ダミヤノを刑罰し、國主輝元は最早領内に天主教徒滅亡したるならんと思へりしに、翌慶長十一年廣島の神父山口に來りたるよし風説ありければ、國主は非常に憤り、自ら萩より來りて、嚴しく公教徒を搜索し、尙ほ山口の教會に一人勢力ある信者の残れるを知り、早速刑罰すべしと決心したり、其は「ヤコボ狩野半右衛門」と其弟「ユスチノ」與五郎にて、何れもダミヤノの死後山口にて勢力ある信者なりしが、偶々弟「ユスチノ」與五郎は他の事件にて誤つて少しの罪を犯したる事あり、國主輝元は之れを好機として、與五郎を捕へしめ、嚴く吟味を爲したる上にて、三日間山口の市中を引廻さしめ、充分に耻かしめて、無残にも火刑に處し、尙ほ飽たらでや、死骸を倒腹に釣して、磔刑に行へり、此日無罪の與五郎が妻も磔刑に處せられぬ之れ、慶長十二年の事なり、斯て兄「ヤコボ」半右衛門は弟が無残の死を悼み、

狩野與五郎の致命

慶長十二年の事なり、斯て兄「ヤコボ」半右衛門は弟が無残の死を悼み、

窃に其死骸を取出して葬式を爲したりしに、國主は之れを聞きて又も
 や牛右衛門を咎め、早速其家に座敷牢を設けて、之れを押籠め置き、更に
 萩まで呼出して佐世長門守をして吟味せしめたり、佐世は日頃牛右衛
 門と懇意の間柄なりしかば、牛右衛門を吟味する中にも懇切に説諭し
 て改宗を勧めたれど、牛右衛門は毫しも之れに心を動かさず、此上尙如
 何なる事ありとも信仰の心は奪はれずと覺悟しぬ、佐世も牛右衛門が
 斯る覺悟の色を見て最早如何ともする事あたはず、只だ持餘して見
 けるが、牛右衛門は佐世に向ひ——足下若し予が天主を信仰するを咎
 めず、予をして無事に終らしめば、予は足下の命する所は何事たりとも
 服従すべし、假令一生涯、足下の草鞋取と爲すとも苦しからざるべし——
 と云へりしかば、佐世も牛右衛門を刑罰すること本意にはあらねど、國
 主の威光に怖れて何ともする事あたはず、遂に國主の意の如く牛右衛

狩野半
右衛門
の捕囚

門を始め家族一同を死刑に處すべしと言渡せり、素より斯るべしと覺
 悟したりし牛右衛門は敢て驚ける色なく、況し此上如何なる嚴刑に處
 せらるゝも決して信仰の心は變るまじと益す勇猛の心を示し、我が死
 後の事を親族の者に語り置き、たしと願へりしに、之れのみは許されて
 萩より山口の己が家に歸り、家内の人々に一家皆々死刑に行はるゝよ
 しを告げ、假令如何なる苦難に會ふも信仰の心を捨つる事なかれと諭
 し、喜んで死出の支度を爲したりける、斯て今日は呼出されて處刑場
 の露と消ぬんか、明日は苦世を離れて天堂の快樂に浴せんかと、其れの
 み恰みて二日三日と過ぎ行く間に、國主輝元は己が親戚の家に凶事あ
 りて俄に越前へ赴き、牛右衛門の處刑も其儘に打捨置かれしかば、此間
 に牛右衛門は己が一家親族と共に山口を出奔すること、は容易なりし
 かど、出奔なぞして山口の教徒を耻かしめ、之れが爲めに異教人の笑を

元和二年
四月
致命の事

招くが如きは本意にあらすとして事の定まるまで態と外出も爲す謹慎し居たりしが遂に事なく済みたりとぞ。
四) 元和二年殉教の事 山口にてマヌスチノ興五郎刑せられし後國主毛利氏は尙ほ嚴重に制禁を加へつゝありしが十年を経て後水尾天皇の元和二年(千六百十六年)萩の城下に於て四人の奉教者國主の爲めに捕へられて死刑に處せられたり姓名と事實の詳しき事とは之れを知るに由なし遺憾

元和三年
年十五
人の流刑

五) 元和三年流刑の事 其翌元和三年ボルロ神父と石田アントニヨ神父とが密に周防長門を巡回して萩に來り多くの奉教者に信仰の要義を説きたりしが此年毛利氏の武士中天主教を奉ずるもの數十人國主の前に呼出されて嚴く説諭を加へられ其上十五人の武士は遂に流刑に處せられて遠き島へ送られたり萩を距る三十餘里の沖に在る見島

元和四年
年四度
の致命

なり尙此他四人の武士は死刑に行はるべき都合なりしが何かの事情ありて此の處刑は見合せとなりぬ。

(六) 元和四年の事 此前後三四年に當り國主毛利氏は益々禁教を嚴重にして尙しくも奉教者の間に勢力あるものは捕へて之れを殺し盡さんとの意を示したり元和四年即ち千六百六十八年領内に於て前後四度殉教の事ありしが之れを順記すれば左の如し

洋曆四月八日 萩に於てマヤコボ角左衛門と云ふ士族國主に其邸を攻圍まれて遂に無殘の死を遂げたり之は萩に於て勢力ある奉教者なりき。

同四月十日 萩の城下に於て耶蘇會神父の傳道師ヴァインセンヨ遠藤と云ふ日本人と此に宿を貸したりしボーロ木村と云ふ奉教人并にトマス平田其妻クララと今一人は七十歳の老翁にて鹽名をヴァインセ

ノシヨと云へるもの以上五人奪き金曜日に當り、火刑に處せられたり此中七十歳の老翁なるヴィンセノシヨは豊後の國主大友宗麟の家臣なりしが、此翁は親愛と謙遜の徳を以て遂に任を辭して傳道師となり、萩に來りしなり、

同四月十三日 主の御年期日として奪ふべき金曜日に當り、筑後の柳川に於て毛利氏の命に依り殺されたる者あり、其名を太郎兵衛ボロと云ひ、熱心なる信者にて、嘗て其友多勢を感化して奉教人たらしめ、且つ二人の山伏を公教に歸向せしめたりしが、遂に毛利氏の爲めに捕へられて柳川の牢屋に預けられ、二年の久き月日を暗室の苦境に送り、其れが爲めに身益羸弱したりしが、遂に此日斬首の刑に處せられたり、此時太郎兵衛非常に勇猛を表し、役人に向ひ「天主の爲め此身を奉ぐるは最も欣喜に堪へず——と語り従容として刑に服したりとぞ、

同四月十六日 萩の熱心なる信者にて、檜村ペトロなるもの己が屋敷の中に於て死刑に行はれたり、檜村は毛利家の武士なり、萩の奉教人は、檜村の殺されたる上に於て、夫の四月八日に殺されしマヤコ、角左衛門と合せ、此二人の死骸を遺寶の如く大切に收容めて、長崎の教會に送りたりといふ、

周防長門に於る鮮血の紀念は、此外寛永十年に火刑の事あり、之れを以て終尾とし、爾後毛利藩にては一人の殉教者なかりしものと見ゆ、長崎にては周防長門の人数多殺されたるも、兩國にては其記録を見當らず、以上列記したるがごとく、毛利藩にては輝元の時代に於て最も虐遇を極めたりしことなるが、之れを以て直に輝元を迎ふるに暴主を以てするは少しく早計たるを免がれず、如何となれば、此當時日本全國の風潮

は一般に切支丹征伐に傾き、徳川政府は實に此張本者として暴酷を逞うしつゝあり、隨て之れに隨屬する各藩にて齊しく此命令を承けたりしなれば、毛利藩の斯る暴舉も強ち咎むべきにあらざるなり。以後各地には聞くも、慄然たる悲劇を演じたれど、幸ひにも毛利藩の領地にては元和四年を終りとして、又た鮮血を見るが如きことなかりしは、代々の藩主が慈仁を以て民を治めたりし徳として、偏に感謝せざるべからず。

附 録

公教復興始末

附り信者虜囚の事情

予輩は已に山口公教の由來を記し了り、今や其の附録として日本に於る公教復興の顛末と、教禁の解かれんとする前肥前地方の奉教者の捕はれし事より長門の萩に拘禁せられし信者の當時の状況を敘せんとす。之れ予輩が尤も記すを榮譽とする所にして、亦た本書と關係の離るべからざるものあればなり。

フランセスコザベリヨ聖人が昔し僅に二年餘の短日月を以て傳播したりし公教の種子は、示後四十五年を経て、慶長の初年すでに六十萬の信者を日本國內に見るに至りぬ。其の勢力を以て尙ほ五十年を経ば日本は已に徳川の初めに當りて奉教國と化し、政治文物白晝の開明を呈

したらんに惜むべきは時の關白豊臣秀吉が、佛僧の讒言するを信じて公教の徒を惡み、又た其頃呂宋より入込みしフランセスコ會の宣教師及びビスパニヤ人を以て國を窺ふものと邪推しながら、慶長元年京都の南蠻寺、大阪上町の聖堂を襲ひ、イスパニヤ人六名と日本人にして有勢の傳導士ポロ三木阿波の人、マヤコボ市川喜左衛門岡山の人、其の外尾張の藩數人を捉へ、合せて二十六人を其の年の二月五日長崎立山に於て磔刑にしたり、然る此は全く秀吉が自己の不明に出でしことを後に覺りて大に後悔し、爾後は逝去するまで公教徒に壓制を加へし事なく、秀頼も同じく公教に自由を與へたり、徳川家康の世となりて愈よ日本の公教は鮮血の時代に陥り、公教と徳川氏とは恰も仇敵の有様を呈するに至りしことを是非なけれ、抑も徳川氏の公教を惡むに至れる原因は、佛僧の讒言を信じたる外、尙

は二個の由來あるなり、其の一は關ヶ原の合戦に豊臣方の總大將として秀頼を守護したりし小西行長が奉教人なりし事、一は大阪陣の時に堺の軍勢の中に奉教人たるもの二萬五千人打擲て主人秀頼を守れりし事、これなり、是等の事實は豊臣氏を亡し、天下を押領せんとする家康の爲めには頗る不快の感情を懷かしめたるに相違なきも、天主の教を奉ずる人々にありては十誠の第四の條に因て主人秀頼を守ること素より其の義務なり、試みに思ふべし、當時豊臣の運勢は已に否き世は風の如く徳川に靡かんとしたり、若し己の榮譽と利祿を顧みる人ならんには秀頼を捨て、家康に加擔すべきに、天主の教を守る人々は其の主君を祐けん爲めに命を致すとも己の爲めに節操を破る事は許されず、左れば此時の事實こそ歴史に於て公教の信者が其の主君に仕ふることを天主に奉事すると毫も異なる處なき事實を現はしたるなれ、豊臣氏

は已に亡び徳川氏は勅命にて天下の政事を掌るに至れり茲に至て奉
教者は徳川氏に仕ふること猶ほ豊臣氏に仕へし如くなり然る家康
が二個の怨恨は未だ消ゆるやらで公教を見ること仇敵の如く其の志し
は子より子に傳へられ遂に二百數十年の久き間大に公教を忌み荼毒
を逞うしたること遺憾なれ

二代秀忠の七八年間には實に残酷の刑罰を以て全國の公教徒を苦しめ
之れ元和時代にして周防長門にも數多の殉教者ありし頃なりそれよ
り寛永に至り三代家光の將軍たりし時十數年間に殺害したる奉教人
及び宣教師の數は無慮四千人に及び寛永十五年は歴史に有名な島
原騒動の起れる時なり此の一揆は初め宗教に關係の有る騒動の如く
訛り傳へられしも全く島原の領主が私怨の爲め壓制を加へ年貢の外
に煙草一本に何程牛一疋に何程茄子一本に何程と云へるが如く苛酷

の税を徴し若し納め得ざるものあらば嚴酷の刑罰を加へ平左衛門と
云ふ農民の娘は領主の爲めに捕へられ水責の刑を加へられ裸體にし
て樹に縛られ遂に明松の火を以て焚殺されたり村民は愈々領主の壓
制に忍び兼て一揆を起しなり領主は村民の一揆を宗教に關係の有
る如く言觸し徳川幕府の援兵を乞ひ之れが爲めに幕府は諸侯に命じ
各藩の兵を島原に發し村民の籠る原の城を攻め遂に寛永十五年二月
廿一日より三月十二日まで懸りて平定せり該時島原天草の兵は三萬
七千人ばかりにして悉く討死し之れを攻めたる各藩の兵は總勢二十
餘萬其の中に戦死したるもの甚だ多かりき此一揆には公教と關係な
きこと後に明白も成り島原天草の奉行は幕府の命に因て首を刎ら
れ又た領主は壓制の科に因りて地祿を沒收せられぬ
徳川氏の公教に對する壓制は爾後も變れる事なく益々嚴酷の命令を

出し頼に教徒を探索し、又た海岸を警戒し、固く領國の主義を執れり。寛永十七年には無法にもポルトガル國より遣はしたる公使の一行を捉へ、長崎立山に火刑に處し、諸國に高札を建て、諸人に邪教を守るべからずと示すなど、百方の手段を以て公教の根を絶たんと試みたり。之れを考ふるに、昔し基督の刑せられ玉へりし時、往來の者ども基督を罵り、之れを三日の間に建つるものよ、自分を救へ、首を揺て云らく、殿を毀ちて爾もし神の子ならば十字架より下りよと、祭司長學者長老等も亦た同じく嘲弄して云らく、人を救ひ己が身を救ふ事あたはざるものに、若イヌラエルの王ならば十字架より下りよ、然ば我儕は信すべしと馬太傳廿七章三六より四二斯く嘲られ玉へりし如く、徳川幕府は最早公教の再興する懸念あるまじと思ふ程、嚴重に之れを禁し、尙は全國に命令して如何なる偏地に至る迄も、基督聖像を人々に踏まじめて、繪踏と號

するに至れり。幕府が公教を卑め、遂に聖像を足に踏まじむるに至れる事は、聖書の中に主の刑せられ玉へりし後、預備日の翌日祭司長ハリセチ人等ピラトの許に集ふて曰らく、主よ我儕憶起したり、彼の偽者の生きて在りしとき、三日目に甦へらんと語り、是の故に命じて三日目まで墓を固守しめよ、恐くは其の弟子ども夜きたりて、之れを竊み死より甦れりと民に言はん、然ば後の惑は先よりも勝るべし、ピラト彼等に曰らく、守兵は爾曹に在り、往て意の儘に固守しめよと、是に於て彼等は往て石に封印し、守兵をして固守しめたり。馬太傳二十七章六二より六六まで、どあるに似て、幕府の綿密なる制禁は、外面日本の公教を消滅せしめたるかの如く思はしめたり。然るに數多の宣教師は、百方工夫を廻らし、陰れ忍び乍ら窺に傳道し、内部は尙は堅固に教根を培養しつゝ、ありしなり、此等の宣教師は漸次に探索せられて、遂に皆な殺され姿を變じてル

ソシマカオ等より來れる宣教師も少なからざりしが悉く幕府の殺す所と成り、後には一人の宣教師もなく、只た奉教者が心より心に傳へ、二百年餘の歲月を過したり、併しながら基督が昨日も今日も世の終りまでも現はさんと約したまへる聖言は空しからず、示後徳川幕府は如何にしても基督敎國と交際を避けんとし、時に或は無法の處置に出で、屢々外國の使節を逐つ還したれども、遂に米國の提督ペルリ中將の熱心親切なる周旋により、嘉永七年三月三日（一千八百五十四年）米國と交際の假條約を結び、茲に日本公敎復興の端緒を開くに至れり、教皇クレメリヨ十六世を初め、二三の祭司は此れに付きて再び日本の布教を思ひ出し、先づ日本に昔時の奉教人の子孫ありや否やを調べんとし、其の結果は尙ほ日本に於て隱密に公敎を守れるもの六萬人ありとの事を確めたり、茲に於て乎、教皇ピオ第九世は愈々日本に再度の傳道を試みん

とし、先づ元和の頃に聖人と定められし夫日本廿六聖人の祝日を公敎會の祝日表に掲ぐるの一々儀式を執行せられたり、時は二千八百六十二年二月五日（元治元年）數百の司敎と數萬の信者、世界各國より集り、三木諏訪野市川等諸聖人の畫像を飾り、古來稀有の盛典を行へり、これより七年前即ち安政元年、宣教師琉球まで來りて布教自由の時を待ちつゝありしものあり、有らん限りの辛苦を経て漸く安政四年横濱に渡るを得たり、幕府は已に米國の例に準ひ諸外國と交際の條約を結びてありしかば、夫の宣教師は横濱に外國人の爲め一の敎會を建て、爾後二十六聖人の祭典の行はれし即ち元治元年に公然日本に來る自由を得、廿六聖人紀念堂の名を以て長崎に聖堂を建てしが、慶應元年三月十七日に至り、生の聖言は愈々上事蹟として現れ、不思議にも昔時の信者の子孫が多く長崎の聖堂に來り、宣教師に向て恐怖ながら己が祖先の事を語

れり語るも聞くも只だ欣喜の涙をもて満されつ該日は再會を約して
 別れの之れを初めとして浦上大村島原天草五島より信者の子孫續々
 あらはれ遂に萬を以て數ふるに至れりしは復ありがたき事ともなり
 之れ即ち日本公教復活の初にして基督が使徒ペトロに對し汝は岩石
 なり我れ其の岩石の上に我が教會を立て地獄の門の之れに勝つを得
 ざらしめんと約し玉へる事をも思ひ出されて最かしこし、
 斯の如く二百三十餘年前の信者の子孫が斯くも嚴重なる徳川幕府の
 制禁に忍びて心より心に公教を傳へ信仰を保てりしこと泰西に響き
 渡り教皇の喜びは素より世界各國に於る三億有餘の公教信者は皆な
 雀躍して欣べり中にも各國の諸新聞紙は傳へ傳へて何れも此事を記
 載し且つ日本人民は獨り信教の自由のみならず政治民權の上に於て
 も之れより大に自由を得ん事を望むと論ずるに至りぬ、

然と基督が使徒ペトロに向ひ——汝等を篩ひ試みん爲め常に悪魔は
 汝に跟纏ふべし——と曰へりし如く天主は此信者の子孫を礎として
 他日安穩なる時節を造り與へん爲めに信仰の根基を固めんとしたま
 へり昔し聖ポロがエブレオ人に贈れる書翰の中に——爾主の懲治
 を輕するなかれ其譴責を受くるとき心を喪ふなかれ其は主その愛す
 る者を懲め又た凡て其納る所の子を鞭てり爾等若此懲治を忍ば、神
 は子の如く爾曹を待ひ給ふなり父の懲めざる子あらん乎凡の懲治今
 は悦ばしからず反て悲と意はる然と後これに由て鍛練する者には義
 の平康なる果を結ばせり(希伯來書十二章五六七十一)——云々とある
 が如く漸く教會の復活を得て忽ち一の災殃は起れり其は此時尙禁
 は解かれざりしかば佛僧は之れを口實として浦上の庄屋に訴へ近頃
 禁制の西教を守るもの多きよしを公儀の奉行所に訴出でしめしによ

り、慶應三年三月浦上の信者の戸主六十餘名は不意に捕へられて監獄に入れられたり、同年四月外國の新聞は頻に此事を非難して論じたれども更に功なく、慶應四年に至て長州藩が卒先して薩州土州と共に徳川幕府を倒し、茲に王政を復古せられしが、未だ教禁は解かるゝに至らずして明治二年又々浦上と長崎の信者三十餘名長崎の奉行所に捕られて慘酷の拷問を受け、それより大村五島の端まで布告して頻に信者を探索し、遂に四百餘名を拘禁して食物だに碌々付與せざるほどの嚴刑に處し、大村に繋がれし百二十三名の内には一年の間に餓て死したるもの三十四名に及べり、而て是等の信者は分て三十四箇國の大名に預けられ、其中百十八人は長藩に預けられて秋の岩國屋敷に拘禁せられしが、佛僧等は之れを好機として残れる奉教人を悉く白さんと巧み願りに太政官に向て請願する所ありき。

其翌明治三年十一月三十日不意に十三四艘の汽船諸侯の旗を樹て長崎の港に入り來り、太政官の寺社掛渡邊昇氏出張して政府の達書を長崎の野村知事に渡し、四日間に奉教人を悉く捕らへて汽船に乗らしめ之れを諸國へ拘禁せんとす、此時浦上の信者は却て勇みに勇み老は扶けられ幼は抱かれながら悉く役所に集まりて命に従へり、又た長崎在留の外國宣教師も捉へられて拘留せられ、現にピリヨン神父も捕られし一人なり、併しながら宣教師は二箇月間自己の寓所に拘禁せられしのみにて釋されたり、ピリヨン神父の如き毎に此時の事を語る度に天を仰て浩歎し且つ曰く——明治三年の事、嗚呼明治三年の事之を顧ひ慮ふたび胸塞がりて殆ど語る能はず、其時の慘憺たる風物は今に現前と予の眼の前に横たはれり、恐らく予が此世に在るの間は一日として此慘憺たる風物を予の眼の前より除き去る事あたはざるべし、忘れも

せらす其日士族は突然長崎大浦の天主堂に詰め掛け勢ひ込んで予等
 が室に入り予等の手を把りて縛らんとす其時一人の士族は暫く考へ
 し上にて他の役人に向ひ西洋人には繩を掛くべからず唯だ其儘寓所
 に拘留して番人を附置くべしと命令したりしゆゑ予等は寓所に留置
 かれて最と不自由の監督を受けつゝ二箇月間座敷牢の苦を嘗めたり
 しが其間予等の身體には非常なる苦痛を感せず役人が交るゝ来り
 て予等を嚇しつゝ今夜は殺すべし明晩は斬るべしなど言へりしのみ
 予等の最も苦痛を覺ゆしは拘留せられしより一週日間に港の内に
 繋がれたる汽船に夫々奉教者を積みて出帆する有様を見たる事なり
 予は日々椽先に起ちて之れを眺むるに十八艘の汽船は予等が子ども
 思ひて愛し兄弟とも思ひて親しめる大切なる奉教人を積て夫れく
 定めりの國へ向て進出したるが一艘々々船の出づるたび予等の胸は張

裂けん計にて知らず職らず怨恨の聲を揚げ彼等の爲め天主に祈禱を
 捧げたり嗚呼其無情の有様は現に眼の前に映じ髪髻として今尙其境
 界に在るを覺ゆるなりと實に然らん何人と雖も己が愛兒を惡漢に奪
 ひ去らるゝ時目に之を見ながら歎ふ事を得ざらしめば其感如何をや
 此の時に捕へられし奉教者は夫々汽船に載せられ都合十九箇國へ預
 けられて苦痛の下に拘留せられしが長州へ預けられしもの二百六十
 人あり巽に捕へられし奉教者と共に萩の岩國家敷に拘禁せられしが
 天主の聖計に因りて大切なる證人をを殘されける其は浦上の平野村
 に産れし岩永源次郎と稱する人なり彼れ七歳にして捕へられ母と共
 に拘禁せられしが幼少なりしかど目に見し事は少しも忘れず成長の
 後に至て自分の記憶に存するもの及び共に拘禁せられし人々より聞
 ける事をも殘らず記して一冊の日誌を編み永く子孫にまで傳へんと

したり、質朴なる農民にて一點の虚飾なく、之れを讀むに當時拘禁の事情は恰ら目の前に見る如し、拘禁せられし奉教人等は素より學問なき農民にて世故にも通せず、唯だ信仰の一大勢力が彼等の心肝を鐵石の如く堅固ならしめ、又た明珠の如く燦爛たらしめ、其言行は迥れ大義人として耻ぢざるものあり、特に岩永源次郎の如き爾來數十年間、雪の勞を積で學業を成就し、天主の恵を得て公教の神父と成り、司祭の聖職を採るに至りぬ、

今や萩に於る拘禁の事柄を知らしめ、且つ此等義人の美德を彰さんが爲め、岩永源次郎の日記を抄載せん、蓋し萩に預けられし二百六十名の奉教人は長崎を汽船にて送り出されしが、船中にて蒸汽の汽鐘の破損せしため、及び船の坐礁したるため、非常の危難に遭ひ、漸く助けられて平戸に上陸し、それより殘酷なる待遇を受けつゝ、筑前博多に引かれ、博

多に於て數箇月間入獄の後、萩に護送せられしものなれども、其記録の前章を省畧して博多より後の事情を載する事とせり、讀者試みに之れに就て當時の奉教者が如何に艱苦したりしかを想は、墮涙に堪へざるものあらん、

(前畧)予等は浦上を送出されしうへ、平戸航海の汽船に於て日に水底の藻屑と消えんばかりの危き難に遭ひつゝ、又た途中大雪の中を引廻され、生たる心地とてなく、漸く此日の(明治三年十二月十二日)眞夜半頃、筑前博多に到着したり、予等は元來長州へ預けらるべき都合なりしに、當時長州は會津征伐の爲め國內混雜なりしかば、暫く萩に送らるゝことは見合せとなり、此所博多に拘禁の身とぞなりける、斯て予等の拘留せらるべき場所、博多の町外なる小山の谷合にて、此所に一の大なる寺院あり、其内部を毀ちて新たに獄屋の構を爲し、三四

尺ばかりもあらん極めて小さき入口二箇所を開け、室は男子と女子の區別を爲したり、無情なる獄吏は予等を待つこと宛ながら獸畜の如く、一正二正と數へながら柱の下に一同獄室に逐ひ込られぬ、予等は雪の道を穿き來れる草鞋を獄室の外に脱捨て、脚部は紀念の氷と泥土の附らし儘にて之れを洗ふに水さへなければ其儘獄室に入れるなど、今に思へば身の毛の裸の事ぞかし、さて牢屋の中は空漠たる大廣間ながら晝さへ烏羽玉の常闇なれば其構造の如何なるかは分かす、予等は此室に端坐して晩食を待つ程に早や更闌くれど一椀の食さへ與へられず、皆な晝の苦しみに疲れて何時とはなく睡眠を催し、四邊を探ぐれば藁席の外に夜具らしきものはなく、且つ四方を觸り見るに壁は取崩し、杉丸太にて二重の周圍をなし、之れに藁席の蔽はれたるのみ、されば雪風は用捨もなく肌膚を刺して耳聾し、齒動きて終夜碌々睡りも就らず、斯

して何時とはなく夜は明け放れたる、前日の晝飯より湯水だに得ざる予等は空腹に堪へやらず、朝食の給せらるゝを待遠く思ふ折しも、鍵もて入口を開らば、護衛の獄卒朝食を携さへつゝ入來れり、飢に餓し一同は喜びながら之れを受けて押戴さしが、薄板もて作られし曲物の中に極めて少しの飯を盛り、之れに十年も経たらん梅干一個と一杯の白湯を添へあるのみ、飯は之れを集めて丸するに凡そ大人の一口にだに足らず、されば之れを以て争で餓者の腹を滿すに足るべき、一同飢に苦しみ寒氣に泣き唯だ天に向て最後の祈禱を爲せるのみ、此年の雪と寒さとは年老の人々も四十年來なき所なりと云へり、我等は日を経るに連れて身體の衰弱すると共に愈よ寒氣の肌膚に感ずること甚はだしく、常闇の中に悲哀の聲は彼處の隅此所の端より起りて、聞くもの腸を斷ざるはなし、中にも人をして熱涙を催さしむるものは、

未だ西東だに分かの幼児の慈父の膝に縋りて己れの家へ歸りたしと
 叫ぶあり、又た慈母の乳房を探りて空腹を訴ふるもあり、頑是なき幼児
 は心經に感ずる儘に飢を訴へ寒さを告げて父母に請求するなり、親々
 は其の泣き叫ぶ聲を聞かざる前に、食も與へたく暖まりも取らせたり
 と氣を噪れど如何とも詮術なく、只た阿責なぞして之れを静めんとす
 るに、無心なる兒女は益す號泣して止まざるに、果は親々も哀憐の涙
 に掻き暮て、只た兒女の苦しみ疲れて眠るを俟つのみ、其悽慘の有様は
 筆舌には盡すべくもあらざりしとぞ、予等も其當時は幼少にし斯る悲
 哀の聲を發したる一人にてありしなり、斯かりければ平素剛強の壯者
 と雖、身軀は大に疲衰へ、後には坐りて稱へを爲すの力なく、又た臥
 して祈りを捧ぐるの聲だに發し得ざるに至れるこそ、淺猿くも哀れな
 れ、

寒は飢に如かじと日へ、今其處も暮れて此の苦しき裡に初春を迎
 へぬ寒さよりは先づ日々の飢餓に堪へかね、何れも衣服を薄うして食
 物に代へんどの望みを起し、重ねたるは其一枚を割きて斯くて賄の者
 に頼むに、斯る境界にも覆らぬものは利慾の心とて賄の者は僅かばか
 りの利に迷ひ、予等の渡したる衣服を以て私に獄吏の目を忍び、代價
 圓の品物には拾錢ばかりの食物を持來りて渡すを例としたり、此僅な
 る食物も以て一時の飢を凌ぐに足るものから、我も我もと之れに倣ひ
 寒さは飢に忘れて、衣服を脱ぎ渡し、或は米糠を求むるもあり、或は豆腐
 の糟を望むもあり、
 春も一日二日と經ちて寒さも漸く薄らぎぬ、草木も綠に土筆蕨など萌
 ぬ出づる頃ともなりぬれば、市中の娘子供は野面の遊び兼て異宗の人
 を見ばやと來り集ふも多かり、此人々は二重に周したる柵の外より面

白げに予等の苦吟する有様を見たり、餓渴せし予等は殘業を望み、又た
 柵の外に茂生し若草を探りて與へんことを乞ひ求む、無情なる人々の
 罵りて逃げ行くもあり、中に慈悲深き人は顔に露れ、心を表はし、柵外
 の草を摘み採り之れを竹竿に束ね、凡そ一間餘も隔てし予等が獄窓に
 送り與ふるもありけり、常は香に履む野草も今の身には大串の滋味に
 勝されば何れも百拜して押戴き、豫て衣服と交換せし鹽を取出で、此
 草に調味して夫の小量なる飯に合し、以て僅に空胃を補ひぬ、
 嗚呼、靈魂の光榮を希ふ予等、奉教人も肉體を苦しめらるること久しく
 茲に至りては何餘苦艱を覺らざるべき、老いしとなく若きとなく相集
 りて語るやう、予等の肉體は已に一度天主に獻じたるなり、今にし
 て粉微塵に打碎かるゝも何の厭ふ所かあらん、然る今世の思出に一度
 滿腹の食慾を滿たしたきものにはあらまや、と其言もとより卑陋に

似たりといへども、人として斯る境遇に在りては、又た止むを得ざるの
 至情ぞかし、
 斯て其年も春を過ぎぬ、漸く寒苦を忘れたる身を以て苦しかるべき、猛
 夏は來らんとするなり、偶々六月上旬陰曆、吏員は予等の獄屋に來り、掛
 りの役人より用向ありて召出さるべしと告げ知せぬ、之れを聞きて一
 同は偕こそ覺悟せし、致命の日は來りたるなれ、今日ぞ肉體を天主に獻
 ぐるの日なりとて、俄に勇み立ち、老幼相扶けて、獄屋の入口を出づ、指搦
 ふれば、去年此入口を入り、今や又た偕り出づること、恰かも七箇月の後
 なり、斯て士卒に導びかれて行くこと一町ばかり、但ある大門の扉を開
 けば、此所に二三の位高き役人列坐し、傲然として一同を見渡し、怒れ
 るか、ととき聲もて、今日より汝等を長州藩に引渡すべし、と言
 渡しぬ、

今日こそは予等の天國を見るべきことに決心したりしに引換意外の
 言渡に一同打驚けども構あるべきにあらねば被れて歩行みがたき足
 を杖に凭り起つ力になさ身は人手に扶けられつゝ漸くにして五六
 町なる博多の港口に出でたりしが港の内には七艘の和船打揃て今し
 も予等の来るを待つものゝ如く直に一同を分ち乗せて博多の港を漕
 ぎ出でぬ
 博多を出で、より六日にして長州萩の鶴江臺の邊なる小湊に航着し
 たり岸の上に數多の人々群集して予等の船を注目しつゝあるを見たり
 しが今や漸く近きて其人々を見るに何ぞ計らん三年前即ち明治元
 年舊六月廿一日に捕へられし同村の奉教者にして予等よりは前に長
 州藩に預けられたる人々なり今日しも獄吏の許可を得て市中を徘徊
 し予等の船の來ると聞きて斯く港口に立ちて迎ふるなりけり予等が

船の中には彼等の爲りに慈愛の子たるものあり又た最愛の妻たる人
 もあるなり何れも三年前に別れてより生死をさへ分かれを不思議に
 も此偏僻の地に邂逅せんことを夢とも現とも互ひに身の苦難を打ち忘
 れて先は其後の有様より村の様子を尋ねもやせん語りもせばやど船
 の岸に着くを待遠く思ひ居たりしに吏員は情無も予等を別の小舟に
 移し此所には上陸せしめずして或る小流を廻り城下の西の端なる海
 岸に漕ぎ行き定めぬ場所に着き入れぬ
 此所は長藩なる藩士の構屋敷にて予等が容れられしは岩國屋敷と稱
 する舊邸の大長屋なり百二十八間の長屋を二ツに別けて大門の左を
 男子の室とし右を女子の室としたり中央の門邊に獄吏の詰所あり家
 の構造萬事博多のには似て頗る美事に花庭の設けさへありて新鮮の
 空気を吸ひ得べく其上食物は一日一人に三合の定めにして其豊かな

ること宛前とは全く別の世界なりきされば入牢の身ながら別に肉體の苦しきもてはなかりしが只だ一同異様の思ひを爲せしは予等の入獄するも同時に是迄着たる衣服は悉く剃ぎて之れに代ふるに一種の囚服を着せしめたることなり此服は雨の袖を白の布にて作り其餘は淺黄地の布にて仕立し奇異のものにて是迄に見も聞もせざりし囚服なり抑々予等に斯る囚服を用ひたるは如何なる仔細ぞと後に聞けば予等より前に拘禁せられし奉教人の中五六名の人々は日々天主の信仰を捨つべしと責めらるゝを心苦しく思ひ穿る身を隠して安全に信仰を保たんと心の心より脱走を企てたる事ありとか左れば予等に於ても之れを防がんがため斯くは異様の囚服を着せしめしなりとぞ一同宛前の苦しみに引換て長州の安穩なるを喜び此所に日を送るごと早や三週間計りた及び初めの喜びは何時しかに失せて予等が苦し

むべき時は漸く近き來りぬ初めは二人の神官交るく來りて予等に改宗を勧め時に或は一同を呼び集め或は一人宛を別室に喚入れて天主と神道との教理を辯解し性質組織を異にせる神道を以て強ひて公教を比較して其優劣を説き或は温容甘言を以てし又た時には憤然として言葉を暴らげつゝ百方予等の信仰を捨てしめんと試み神官が此説教は雨の日も風の日も一日として怠ることなかりき、予は此時漸く十一歳なりしが或日召されて別室に出で神官の説諭を受けし事あり神官は例の如く初めは言葉柔らかに予に説きて改宗せしめんとしたり幼少なる予は偏に恐縮して只だ神官の言ふ所を聴き僅かに予は日頃阿母の教へ玉ふ所によりて天主の教を奉ずるのみと答へたり此時神官は予に向ひて天主とは如何なる者にて誰れの事なるやと問へり予は之に答へて——天主とは即ち貴官等を初

め萬物を悉く造り玉へる真神なり——と言へり、之れを聞きし神官は憤然とし、從者に命じて予の頰を手にて撲たしめ、然る後に予を其場より追立たり、斯の如く幼者を呼出して説諭すること屢次なりしが、後に思へば見女を程よく改宗せしめて父母と別に居らしめたらんには其親たる人々は親子の愛情よりして自然改宗するに至るべしとの所存にてありしなり、斯て月日を経る程に一人として改宗するものなければ、斯の吏員及び神官等は嚇として憤り、漸く手荒き處置を加へんとせり、蓋し預り主なる長門藩主の意圖は温和寛大にして予等を改宗せしめん希望にてありしかば、予等に接待せる小吏及び一種邪妬の心をもて予等を見る神官等が残忍なる企みより如何にもして予等を苦しめんと工夫せらるなり、然れども通常小人の常として己れの意に反對するものを憎み、執

拗く抗對するは、尙ほ憎惡し、終に腕力を用ひて己れの憤怒を洩らさんとするに至る、之れ免がれ難きの人情なり、夫の吏員及び神官等は遂に予等を苦しむべき三ツの刑罰を定めたり、其一は長崎邊の方官にナツボウ賣と稱へ、兩の手を脇と肩に廻して背中に、兩の母指を縛り、而て此手と背の間に木材木箱など差挟みて背と兩腕とに十分の痛みを覺せしめて、石の上に入しく坐せしむるなり、之れは多く春夏暖和の時候に於てし、冬季に用ひらるゝ刑罰は寒洒しと云へるにて、寒雪の日男女ども禪子一ツにして庭前に坐せしめ、冬苦を覺せしむるなり、今一つは女にのみ用ふるものにて、惡魔は深き工を以て婦人の信仰を害せんとし、幕を張て其信仰を匿さんとしたり、婦人の心には上なき寶、自己の生命より大切なる寶と思ふ、貞徳即ち身の慎を破らさん爲め、婦人を裸體にして立たしめ、衆人の目前にて耻かしめたり、此計畫は監獄の卑き

役人より成立たるものなれども、婦人の身には耐がたき苦にして生涯忘却する事あたはざる責にてぞありける。嗚呼我等の姉妹は斯る責を受けながら、信仰を失はずして深く天主に祈り、我等の人に赦す如く彼等を赦したまへと、心の底より願へるこそ奇特なれ。

想ひ起す二百四十餘年の昔、時徳川三代家光將軍の治世に於て、我等の先輩は之れと等しき責を受け、耐がたくして一揆を起すに至れりしを、日本歴史に名の高き寛永十五年の島原騒動これなり。

世に島原騒動を宗教の論より起れる如く云ふ人あれども、實際は領主の壓制より起れるものにて、有馬侯が無道理の規則を設け、猥に領内の百姓を虐げ、刺へ其の妻や娘を捕へ、貞徳に係る責を受けしめたるより、島原天草の老若一時に蜂起し、益田と稱するものを大將として原の城

に立籠り、四箇月、閏徳川及諸大名の軍勢を憚じ、身の潔白を守らん爲めに斃れしもの三萬餘人、此等の人は概ね基督教者なりしゆゑ、佛僧の証言に因て此の騒動は切支丹騒動即ち基督教人騒動の名を以て傳へられたり、然るに明治十一年に太政官より發行せられたる日本西教史を見て、此の騒動の原因と落着くと知らば、此の名の穩當ならざるを覺るのみならず、目前に妻や娘の貞徳を穢されたる人々の心情を想像し、最

あはれに感ずるならん、

閑話休題、酷刑を用ひて尙ほ屈伏せざるものは、兼て新築せし別の牢屋に移し、衣服を剥ぎ、裸體とし、何日にても一粒の食だに與へず、斯くて十分飢渴し衰へ果て、全く人事を辨へざるに至り、初めて初手の假獄に歸へし漸次に養生を加ふることなり、

予は當時幼少なりしも、尙ほ子供心に記憶せるは、予と同じ室に居りし

何某と云ふ人此時年二十三にてあり信仰堅固の者なりしが連日の責問に屈せざればとて終に返寒降雪の日伴んの寒酒しの刑に行はれたり塲所は常に定りて岩屋敷の庭前にて行はるゝなり玉江の川風西の濱の嵐し荒けなく吹き凄みて吹雪面を搏つの所例の如く裸體の儘に端坐せしめ獄吏は其側に在りて頻りに改宗を促し居たり予等の居る所は其れと向ひし室なれば一々之を目撃するを得るなり一同窓より斯の慘状を觀て彼の青年者の逆も斯る責苦に堪ふる能はざるを危ぶみ中にはロザリヲを把りて天主に彼の助けを祈るもあり斯くて彼の青年は正午前より午後の半に至るまで此の責苦に耐へ落も屈するの色なしあゝ正義の向ふ所何者か能く之に勝ち得べき獄吏は遂に持て餘して彼を新築の獄屋に投じたり此所にては一日に一度少量の飯を與へ時に或は一枚の囚服を着せしむることあるも多くは裸體の

儘なり斯くして彼の青年は寒天に僅か一枚の藁席にて二週間を新築の牢屋に過ぐし其間毎日一回又は二回裸體にて神官の前に引き出され例の如く其説諭を受けつゝあり然れども彼が堅固なる磐石の如き信仰は如何なる暴力を用ふるも竟に奪ひ取ると能はざりき茲に神官獄吏も詮に盡り且つ彼の青年は已に半ば死して絶命の時も近ければとて其儘之れを予等の獄室に送り歸へしたり

斯くと見る一同は喜びながら彼の青年を取圍き其信仰を守りて見事に凱旋したるを祝すされど青年は退が苦責の苛酷なりしに弱り果て但だ死せる者の如く物語らんと欲して口言ふ能はざるぞ憐れなる一同交るゝ衣を脱ぎて之を暖め又は食を分ちて之を介抱するなど五六日の後漸く人心地に復りたり此人今尚は五十歳には足らず堅固に信仰を保ちて無事に世を渡らひつゝあり只だ姓名は故ありて此に

記さず斯くて一同は此有様を見て將來の事をも案じ悲しみ天主に向つて祈りを續け、又た受罰者の爲に健康を祈りつゝ、斷續の聲は四邊に響く程にてありし、されど勢ひ茲に至りて尙ほ心の底より改宗するものあらざりしは聊さか誇るに足るべき事なりかし、予等の獄に送られて獄窓の下に呻吟すること已に一年半に及ぬ、此間予等は夫の獄吏神官の爲に言ふべからざる酷待を受けつゝ、されど予等奉教者は天主の誠しめ玉ふが如く敵を愛する心もて彼等を惡み恨むが如きことなく却つて彼等の爲めに改善を天主に祈り、然るに不思議にも獄門を守り予等に向つて殘酷非道を極めたる獄吏或日何の事もなき卒死し、それより數日を経ざるに二名の神官の内一名同じく卒去したり、茲に於て理を辨まへざる異教の人々は予等の崇る所なりと言ひ觸らし、之れより獄吏の待遇俄かに寛大となりし、予等の爲には

却つて幸福なる斯くて殘れる一人の神官も之に怖てや間もなく辭職し、愈々獄屋の警固も寛大となり、一同宛ながら虎口を免がれし心して其喜びを天主に謝し奉まつれり、之れさへあるに其後間もなく高位の役人入り來り、予等を喚び出してサテ宣告しけるは——今までは汝等を不自由なる所に苦しめしが、今日より後ち汝等各自の身分により職業を營ましむべし——と之を聞きたる一同益々打喜び偏へに天主の庇護し玉ふ所と只だ高恩を謝するの外はなかりし、此の宣告ありし後手に職業を覺ゆしは柵外に於て業を執ること二三回に及び、無職の人々は草鞋草履を作ることなりしも別に藁なご與へられざりしかば何をも爲さず打過ぎけり、後ちに思ふに斯く予等の待遇を緩やかにせしは、神官あるひは獄吏の酷待せること何時しか藩主の耳く所となりサテは藩主の命令によりて改ため

られしならん、斯くて程なく予等の喜ぶべき時は來り、即ち明治五年陰曆四月上旬に至り、一同解放の上歸國すべしとの恩命を承けたり、何れも斯るべしとは思はざりしかば、夢にはあらずやと打喜び、泣いて天皇陛下の聖恩を謝し兼ては天主が終に予等を捨て玉はざるを喜びつゝ、日を期して秋を出立し陸路を二十日餘りにて浦上に歸り着き、茲に故郷の山河を見ること全く二年五ヶ月の後なりけり、之と同時に十九ヶ國に預けられし同村の奉教者も悉く歸り來りたるが、一村のもの概びね拘禁せられ三年の久しき空村の姿となりければ、家屋も堅牢なるものゝみ残りて十の七八は破損し跡は原野と荒れ果てたり、されば三々五々最寄の殘家に同居して暫時の月日を送り、夫れより漸次各自に家屋を建築して三年の後には稍々元の姿を爲すに至り

ぬ、只だ今に覺て哀しむべきは、各藩の中にも殘酷なる待遇を爲したるもの多ければ、同村の人々にして苦責の爲に命を果したるもの多く、又た許されて歸りし人の中にも、其後治し難き大病に罹りしこと是なり、さは言へ初め捕られし時は、老いしも幼けなきも誰一人生きて還らんと期したるはなく、最終の日解放の宣告を聞くが其時までも、致命の日は何時やらんと其をのみ思ひ續けしに、幸にも枯木花開くの春に會ひ、茲に生命を完うして、天に在す主の恩護として深く謝し奉るになん、嗚呼、此敬ふべき證據人の日記を出したる後、是に比較するため彼等の吟味をなせし、神官の證據を出せば、幾分か感ずるべきと思ひ、岩永の記録は以上の如くして、但だ見聞の儘を書き記したるなるが、尙は當時の活歴

史とも言ふべきは今ま長州萩川島と云へる所に宅間平作と云へる老人あり此人今は年老いたれども今より三十年前は神官の役に在りて現に其時岩國屋敷に於て入獄の奉教者を説諭したる人なりピリユン神父は此事を聞きて屢々此人を訪ひ其當時の事情を問尋したるに此人は當時獄室に奉教人を守衛しながら奉教者が言行を深く己れの良心に感じつゝあるよりピリユン神父に向つても毫も忌み憚る事なく喜んで事情を語りたり其の會話の模様は左の如し

宅間氏いへらく明治元年長崎近傍浦上界隈七箇村の基督教者百六十八人政府の命に因て捕へられたり此百六十八人は皆な戸主なりしが何故戸主のみ捕へられしにや想に政府は先づ戸主のみを捕へ其家族たるもの即ち親子兄弟なんどに法度を犯したる恐しさを飽まで感せしめんとしたりしならん捕へられし基督教信者は各藩の大名へ別けて

預けられしが予の知る所は石州津和野の龜井隱岐守殿へ卅人備後福山の阿部豊後守殿へ廿人予の主公長門宰相へ六十人にてぞありける維新の戦争に引續き何やら角やら忙しき折からなりしかば混雜の爲め萩の堀内に基督教者を置く事わたはず湊の入口に在る相島と云ふ所の海岸に假の長屋を設け八月より十一月まで此所に居らしめたり然るに太政官より疾く彼等を説諭して改宗せしめよとの命ありしにより急ぎ彼等を堀内へ移らしめ清水屋敷岩國屋敷に居らしむる事となりぬ

予は主公の命を奉じ岩國屋敷へ出頭し彼等に説諭を加へ外教に従ふの迷ひを解きて天照皇太神宮を信せしめんとしたり最初は田舎の土百姓共何程の事かあらん我が權威と學問と智慧との三つを以て説諭したらんには直に屈伏するならんと思へりしに其の風體の質卜なる

には似もやらで立派に議論を爲し大に予をして苦しませしめたり尤も六十人の中に一人も罪ある者なく性質善良の者のみなりしかば宗教以外の事に就て翻すべき術もなく予は實に困却し何とかして屈伏せしめんと思ひ夜の間に百端の理屈を考へ毎日出頭して説諭したりしかど何時も失敗を採り却て説諭せられんとしたりし事たびくくなり

彼等は監獄に在て無情の獄卒に絶す責られながら少しも悲しむ色なく食物充分ならずして身體瘦弱すれども信仰は漸次に強く成り若年の者は非常の勇氣を以て予が説諭の道理ならざるを駁し予をして詞なきに至らしめんとす予は苦しさ譬るに物なき程なりしかど後目の手前黙止がたくして彼等に向ひ脚等よく思案せよ信仰するにも時節あるべし強て時節に逆はんとすれば害あるも益なからん時節は常に

巡還するものなれば強て逆ふにも及ぶまじ秋きたりて風ふきすまみ冬は愈上烈く雪なんど降らして耐がたければ復た麗かに榮しき春きたるにあらずや今回は枉て予の説諭に従ひ故郷へ歸る方よろしからん故郷には父母あり兄弟あり妻あり子あり執も脚等の事を思ひ煩ひ夜の目も寝ねず嘆きて在らん罪なくして捕へられ責せられたるのみならず至親の父母兄弟最愛の妻子にまであらぬ悲しみ見せんよりそれらのものを慰めつゝ時節を待てよと云へりしに皆な恩愛の情にや耐ざりけん首を垂れて何ども云はず涙に襟を潤したり予は該時勝利を得し心地せられて獨り旁に傲然たりしが其は空だのめにて露ばかりの益もなかりけり

其頃は農工商者を百姓町人と唱へ苗字を許されざりしゆゑ名ばかりなりしが宇之助と云ふ信仰の堅き老人病氣にて死せり予は偶と妙な

工夫を考へ、先づ老人を改宗せしめ、それを模範として若年の者を改宗せしめんと思ひ、帳面を開きて見れば、又一六十歳、改右衛門七十歳、太八七十歳、太七七十歳、龜次郎七十二歳、七五郎七十歳、宗次郎六十六歳、武平六十八歳と記されたり。依て此等を初め五十以上の者を特別に呼出し、卿等は末一段の身を以て公儀をも憚らず何時まで逆はんとするにや、宇之助は監獄の中に於て狂死を爲し、死骸は狗猫の如く扱はれしにあらずや、年齢甲斐もなく死耻さらさんより、疾く改宗して國教たる神道に従ひ、餘生を安らかに送られよ、孫の愛らしき顔みたくはあらぬか、よく思案せられよ、かしと威しつ、謙しつ、説諭したれど、誰とて答ふる者なく、唯だ潛然と泣けるのみ、又一改右衛門、太八の三個は大に衰弱して歩行さへ自由ならず見ゆ、太十、龜次郎の兩個は外面に質朴あらはれ、七五郎、宗次郎の兩個は殊に慎み深く、武平は富家に生立し名残を存し

て奥ゆかしく思はれぬ。予は外面だけなりとも改宗せしめんと欲し、彼等を堀内の春日神社へ伴ひ行き、百般の方便を以て無理に神酒を戴かしめ、長屋の中に於て大聲に祈禱するを止めんと、約束せしめたり、此の約束したるものは二十人なりしが、止を得ず約束したるものにて、眞に屈伏したるには非ざりしなり。若き者は如何なる方便にも落入らず立派に議論を爲し、市藏四十歳、宗五郎廿八歳、源八廿七歳、甚三郎廿八歳、仙三郎四十八歳、此等の甲乙は却て予に説諭を加へ、お役人よ、篤と考へて下され、私共の守る宗教は天より授けられた人間の眞の道で、徳川幕府は此の人間の眞の道に逆ひ、遂に天罰を得て斃れました、今の政府は智者も多く、學者も多し、私共の守る宗教の主旨を上申したならば、必ず其の道理が明かに分りませ

う書面を以て詳しく上申して下され私共の爲ばかりでなく、實に國家の利益でゐる、が役人の榮譽でゐると云へり、予は彼等の言の無禮なるに立腹したりしかど、無智文盲の百姓風情に斯る高尚の思想を懐かしめたる宗教は、決して尋常の宗教に非ざるを悟り、大に感ずる所ありながら、然らぬ體にて、卿等は兎角理屈を申し、甚だ頑固なるものなり、政府の役人は宗教の議論なんどに關係すべきものに非ず、唯だ法に因て人民を支配するのみ、追て何事も分る時あるべしと和かに論じて、長屋に返らしめたりしが、予は該時彼等は逆も予の手に合ふべきものに非ずと諦めぬ

爾來獄吏に命じて慘たらしき目に遭し、半年あまりも責さしたれど功なかりしかば、それぐ職業を營ましむる事に定め、大體百姓なりしかば、堀内の空地に薩摩芋を造らしめ、或は諸方へ日雇に出したりしが、元

來質朴なるものせもなれば、雇人の氣に入り、正直なりとて評判よるしく、長八、静五郎、百松、磯吉など云へる者は、特に能く働き、諸人に深く愛せられて、今尚話柄に名を存し、鶴之助、鐵藏、庄三郎など呼ばれしものは、大工にて屋敷の工事を爲し、市松、千五郎、秀一の三個は、綿打職にて、市中の商家へ仕事に行き、末次と云ふ者は、近村へ物賣に出て、大に金を儲け、漸次に貯蓄したり、然るに未らく予が説諭に強く逆ひ、大に予を苦しめたる、甚平、元助と稱するもの二人、夜中に長屋を破り、最も上手に破りて逃たり、予は再び之れを捕へん爲めに、百般工夫したりしかど、遂に捕ふる事あたはずして止みたりしが、彼等は長崎へ歸りて、工みに匿れしならんと思はる

宅間氏の期く語るを聞きて、ヒリヒン神父は嘆息しながら、少く膝を逸め、否な彼等は長崎へ歸りしにあらず、我れ幸ひ彼等の経歴を詳しく知

れり、彼等は神戸の外國人居留地に匿れたりしなり、我れ神戸に於て彼等に會ひ、用心に用心を加へて匿せり、後に元助を大阪の川口へ送り、三年間門番を爲さしめ、甚平も亦た川口へ送り、二年間雜務に従事せしめたり、我れ彼等の話に因て岩國屋敷に在る基督教者の有様を目に見る如く知り、肉ふるひ筋うごき腸も斷ねんばかり悲しみたる事ありしが、今の平穩なる時節より考ふれば我れながら疑はしく感ずる程なり、彼等兩個の外に尙ほ一人肥前大村の太四郎と稱するもの送來り、我が住居に匿れたりしが、一日渡邊大阪府知事きたられしを、彼の彼方より隱見して大に驚き、那の方は今を距る五年以前大村の獄舎に於て我れを嚴しく責めたまへりし方なり、我れ生涯忘却する事あたはじと語れり、此太四郎は數回拷問せられたるものなり、と云ひ了て落涙せられぬ、神父の懷舊談に宅間氏は深き感動を起し、前の話を繼ぎて云らく明治

四年の春に至り、婦女小兒二百五十人ばかり萩に着したり、是は明治三年に捕縛せられし數千人の中より分けて送られたるなり、始め筑前博多の或る眞宗の寺へ預けられしゆゑ、最と慘酷に扱はれて命たゞくなりしが、曩に預けられし戸主ども、己が家族の來れるよしを傳聞して、濱先まで迎ひに出たり、婦女小兒は大に喜び、皆な命に返れる容なりしかど、中に忙然として言葉さへも出し得ぬ者、或は狂人の如く泣き叫び乍ら走り回れる者など見ゆ、何の故ぞと詳しく聞けば、長崎を出發の時、數千人の混雜中調査充分ならざりしにより、萩へ來べきもの他藩へ行き、他藩へ行くべきもの萩に來り、親子夫婦面會する事あたはざるに至りて悲めるなり、予も此の時、我が身に引比て不覺に涙を催したりしが、斯く人數の殖るに従ふて予が用事は繁忙と成り、特に婦女小兒と雖も信仰は甚だ堅く、予が説諭に應ずるものなきに困しめり、日を經て福

十員十と稱するもの予に面會を請へりしかば予は早速面會したりしに彼等謹愼の色あれども憶する所なく予に向ひ我等は兄弟にて兩人とも無學文盲なる大工なり然と天の道を歩み少しも犯せる罪なし唯だ宗教の故を以て捕縛せられたり併しなから此の宗教は人間の力より勝れる力を有し人間の如何とも詮衡なきものなりお役人よ此の宗教を壓へんとしたまふ事なかれ此の宗教を壓へんとする事は恰も太陽の光輝を陰さんとするが如し逆も爲し得べき事には非ざるなり我等の命を亡したまふとも此の宗教は決して亡びず太政官の役人衆は定めて知りたまふならん昔時我等の故郷に於て即ち長崎の立山に於て我等の親の親たるもの殺されたり其を殺したりし徳川幕府は既に倒れ殺されたりしもの子孫たる我等の信仰は益す強し今日我等を殺したまふとも他日信者は愈よ殖て漸次に盛大なるべし無辜の國民を

殺し可惜國力を減せんより寧ろ一日も早く之れを許して芳名を萬世に残したまへど涙を流して云へり予は斯る高尚の議論が大工の口より出でんとは思はざりしゆゑ大に驚き返答に當惑したりしかど荷も役人たるものが囚人の議論に屈伏する譯にも行かず千々に心を苦め稍や腹案を立て彼等に向ひ卿等時節と云ふ事を知らざるか予も敢て卿等の宗教を悪しと思ふに非ず悪しと思ふに非ざれども未だ時節の來らざるを如何せん時節きたらば許さるべしそれまでは日本の宗教に従ひ身を全うすることを宜けれ無辜の國民を殺し可惜國力を減せんとするものは誰ぞ之れ即ち卿等ならずや卿等異國の宗教を信じ役人に手敷を懸け遂に無辜の國民を殺し可惜國力を減するに至らしむるなり篤と思案せよ予が説諭の無理ならざるを悟らんと柔らかに云へりしかど彼等は不服の面色なりし

が日ならず太四郎は宇吉と云ふ者を誘ひ、兩個夜中に脱走し、羽に九州へ渡らんとて、豊浦の近在まで遊たりしを、獄卒が追駈て再び捕縛し、爾來壓制を以て非常に苦しめられたれども、是は脱走の罪あるがゆゑに強ら役人の不法ども云ひがたし

婦女の熱心なる信仰には矢をも戈をも徹らず、予の最も驚愕したりしは、婦女に説諭を加へし時にて、彼等は予の説諭を聞き、一言も發する事なく、唯だ頭を垂れて泣けるのみ、全く感服したる模様なれば、予は羽に喜び、嗚呼勝利と心の中に祝する折から、お作と稱するもの突然と頭を上げ、お役人よ、唯今お説諭の中に、我等の神を外國の神と仰せられしかど、我等の神は天地萬物を造り、世界を主宰したまふ神にして、外國も造り、日本も造り、外國も主宰し、日本も主宰したまふ神なれば、外國ばかりの神には侍らず、我等は其の神より造られたるもの、お役人も其の神よ

り造られたまへるものなり、我等は其神を棄る事あたはず、我等の命を取らんとならば取りたまへ、其は我等の少しも愛ふる所に非ず、我等の教主耶穌基督は、我等の爲め十字架上に死したまへり、お役人よ、疾く我等を殺したまへ、我等は死を厭ふ者に非ずと云ひ了て、遂に天を仰ぎ、耶穌瑪利亞、我等を護り給へ、と大なる聲して叫べり、側に在る數多の婦女小兒ども、同じく大なる聲して之れに和したりしかば、役所の四隅まで聞けて、驚かざるものなく、予は大に困り、何とかして退かしめんと思ひ、百端説諭したりしかど、彼等は死を決したる容にて動かさず、如何ども詮術なかりしゆる、卿等は田舎に育ち、世間の事を知らずして、一途に然う思ふならんが、篤と思案したらんには、自ら悟る所あるべし、今日は先づ長屋に歸れ、柔かに命じて其の場を去り、後に聞けば、彼等は容易に退かざりしが、獄卒に追立られて、漸く長屋に歸り、徹夜祈禱して眠らざ

りしとぞ
 尙ほ一人久作の姉お艶と云ふ卅四五の婦人甚く予を困らしたり彼れ
 予の説諭を聞て後お役人よ日本の神道に従ひ高天原へ行けと仰せら
 るれど我等は天の眞の神を信じ、フ、フ、ウ、ウ、即ち天國へ行く事を望む
 の外なし是は人たるもの、目的にて凡そ現世に在る人間は皆な天國
 へ行く事を望みながら其道を忘れて迷へるなりお札お守なんどを願
 みにして我が目的を達せんとするものあれど此等は益なきのみなら
 ず却て害する事ありお札お守なんどは金にて賣らるべきものなれば
 神官僧侶の商賣と成り不良神官僧侶は人を欺き金を貪り己が私欲を
 充さんとす之れ害に非ずして何ぞや能く考へ給へ金にて賣らるべき
 ものに人の靈魂を助る程の力ある筈なし我等は靈魂を金にて助けら
 るべしとは思はず故に家を棄て田畑を棄て衣服を棄て道具を棄て命

とも棄つる覺悟にて捕縛せられたり唯だ信仰に因て靈魂を助けられ
 んど欲するのみお役人よ我等を救し給へ然らずんば殺したまへ若し
 赦したまふならば如何なる規則をも堅く守り貴君の家來の如く生涯
 奉公すべし謹で述べたる時傍に在る數多の婦女異口同音に大聲を揚
 げて何やらん叫べり此時も亦た役所の甲乙驚愕したりしが予は肘を
 張て大に怒り彼等を叱責したりしかど彼等は少しも感ずる色なく益
 す大聲を揚げしにより予は面目なうして退きぬ
 宅間氏は尙ほ話を續けんとしたりしに、ピリヨン神父は涙を止め兼て
 面を覆ひ伏して何やら一心に祈念せられしが暫く在て頭を上げ舊約
 全書に記されたるマカベウスの母にも等しき信仰なるかな彼等の中
 には定めて岩永神父の母も在りしならん斯る信仰の結果として格別
 に天主より恵まれ其子に神父を出しゝなるべし彼等放免せられて長